栃木市西方地域

くらしのガイドブック

～西方地域のみなさまへのお知らせ～



平成23年10月1日　栃木市・西方町　合併
新「栃木市」が誕生します!

“自然”“歴史”“地域”“人”
それぞれに生み出す流れが大河を創り
悠久の流れが未来を築く　新生・栃木市

を将来都市像として、新しいまちづくりを進めていきます。

発刊にあたって

平成２３年１０月１日、栃木市と西方町は、新「栃木市」となります。

栃木市・西方町合併協議会では、両市町のさまざまな行政サービスの内容について協議し、合併時に住民のみなさまに大きな影響を与えることがないよう調整を図ってまいりました。

合併後は、現在の栃木市役所が本庁となり、西方町役場は西方総合支所となりますが、引き続き住民のみなさまへの行政サービスの維持向上に努めてまいりますとともに、地域自治区の機能を発揮して個性あるまちづくりを進めてまいります。

この度、西方町の住民のみなさまに、合併後の栃木市の行政サービスや公共施設などについてお知らせするために、この『くらしのガイドブック』を作成しました。

本冊子を、みなさまと市役所を結ぶガイドとしてお手元に置いてご活用いただければ幸いです。

平成２３年９月
栃木市・西方町合併協議会

ご利用にあたって

このガイドブックは、合併の日（平成２３年１０月１日）から適用となる内容を発行日現在の予定で掲載しています。そのため、今後、法律や条例の改正などにより、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

合併後の内容の変更や身近な行政サービスについては、「広報とちぎ」や「栃木市公式ホームページ」で随時情報提供していきます。詳しくは「各課からのお知らせ　⑨広報・広聴」（58ページ）をご覧ください。

また、ガイドブック内では旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町の各エリアを「栃木地域」、「大平地域」、「藤岡地域」、「都賀地域」と表記しており、合併前の西方町のエリアを原則として「西方地域」と表記しております。

「問い合わせ」の見かた

本：市役所本庁の担当課　（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
西：西方総合支所の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
役：西方町役場の担当課　（合併前（平成23年9月30日まで）の問い合わせ先です）

くらしのガイドブック
栃木市西方地域のみなさまへ

目次



- 発刊にあたって
- ご利用にあたって
- 合併後の住所表示変更 …… 2
- 住所表示変更に伴う手続き …… 2
- 行政機関の管轄の変更 …… 12
- 区域・圏域等の変更 …… 15
- 栃木県から引き継ぐ業務 …… 16
- 西方総合支所のご案内 …… 17
- 市役所・総合支所・消防本部・消防署のご案内 …… 18
- 各課からのお知らせ …… 37
  - ①住民登録等 37
  - ②税金 39
  - ③暮らしと環境 44
  - ④水道・下水道 49
  - ⑤子育て 50
  - ⑥高齢者 53
  - ⑦社会福祉 54
  - ⑧保健 57
  - ⑨広報・広聴 58
  - ⑩消防・救急・急病診療 59
- 消防・し尿の業務 …… 61
- 地域自治制度 …… 62
- 公共施設などの名称変更 …… 64
- 主な公共施設 …… 65
- 市立小中学校 …… 71
- 主な文化・生涯学習施設 …… 72
- 栃木市議会議員増員選挙 …… 75
- 栃木市と西方町の合併に関する問い合わせ …… 76

※巻末に西方総合支所の電話番号一覧表があります。切り取りの上、見やすいところにはってご利用ください。

合併後の住所表示変更

合併に伴い、平成23年10月1日から住所表示が変更になります。
なお、地番の変更、郵便番号や電話番号（市外局番）の変更はありません。

●**例**　合併前：上都賀郡西方町大字本城1　⇒　合併後：栃木市西方町本城1

合併前の住所表示	合併後の住所表示
上都賀郡西方町大字金崎	栃木市西方町金崎
上都賀郡西方町大字本城	栃木市西方町本城
上都賀郡西方町大字元	栃木市西方町元
上都賀郡西方町大字金井	栃木市西方町金井
上都賀郡西方町大字本郷	栃木市西方町本郷
上都賀郡西方町大字真名子	栃木市西方町真名子

住所表示変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴って、各官公署等で手続きが必要になる場合があります。
特に対象者の方が多いと思われる項目に関してご案内しますので、一覧表をご参考に手続き等を行ってください。
なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問い合わせください。

●合併に伴う「住所の表示」の変更を証明する書類の発行

住所表示の変更に伴う手続きの中には、変更を証明する書類が必要となるものがあります。
平成23年10月3日から、「住所表示等変更証明書」（無料）を次の庁舎等において発行します。

栃木市役所本庁舎	国府支所
大平総合支所	大宮出張所
藤岡総合支所	皆川出張所
都賀総合支所	吹上出張所
西方総合支所（合併前の西方町役場）	部屋出張所
寺尾支所	真名子出張所

「住所表示等変更証明書」見本

地番表示あり

住所表示等変更証明書　**見本**

住所の表示	合併前	上都賀郡西方町大字本城１番地
	合併後	栃木市西方町本城１番地
処分年月日	平成２３年１０月１日	

地方自治法第７条第１項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。

年　月　日
栃木県栃木市長　印

地番表示なし

住所表示等変更証明書　**見本**

住所表示及び土地名称	
合併前	合併後
上都賀郡西方町大字金崎	栃木市西方町金崎
上都賀郡西方町大字本城	栃木市西方町本城
上都賀郡西方町大字元	栃木市西方町元
上都賀郡西方町大字金井	栃木市西方町金井
上都賀郡西方町大字本郷	栃木市西方町本郷
上都賀郡西方町大字真名子	栃木市西方町真名子
処分年月日	平成２３年１０月１日

地方自治法第７条第１項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。
なお、地番の変更はありません。

年　月　日
栃木県栃木市長　印

問い合わせ

本：市民生活課　☎21-2147　西：生活環境課　☎92-0306
役：住民課　☎92-0304

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●市の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

「問い合わせ」の見かた

本：市役所本庁の担当課　（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
西：西方総合支所の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
役：西方町役場の担当課　（合併前（平成23年9月30日まで）の問い合わせ先です）

分類	項目	必要な手続き等	問い合わせ
住民登録関係	住民票	住所変更の手続きは必要ありません。栃木市が職権で変更します。	本 市民生活課 ☎21-2147 西 生活環境課 ☎92-0306 役 住民課 ☎92-0304
	戸籍謄抄本・附票		
	印鑑登録証	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併前の西方町の印鑑登録証は本庁舎又は総合支所に来庁された際、栃木市の印鑑登録証と交換します。	
	住民基本台帳カード	住所の記載があるカードをお持ちの方は、本庁舎又は総合支所にお持ちください。新住所を裏面に記入します。	
	外国人登録証明書	住所変更の手続きは必要ありません。 本庁舎又は総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。	
	旅券（パスポート）	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所を自分で訂正してください。（ただし、他ページに書き込むことはしないでください。）	
国民健康保険	被保険者証	平成23年9月30日までは現在の被保険者証等をお使いください。 平成23年9月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。 	本 保険医療課 ☎21-2151 西 生活環境課 ☎92-0307 役 住民課 ☎92-0305
	高齢受給者証		
	限度額適用認定証		
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療	被保険者証		
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
医療費助成	こども医療費受給資格者証	平成23年9月30日までは現在の資格者証等をお使いください。 3歳未満（現物給付）のこども医療費受給資格者証は平成23年9月中に新しい住所の資格者証を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。 3歳以上のこども医療費・重度心身障がい者・ひとり親・妊産婦医療費受給資格者証は、順次郵送いたします。	本 保険医療課 ☎21-2153 西 生活環境課 ☎92-0307 役 保健福祉課 ☎92-0315
	重度心身障がい者医療費受給者証		
	ひとり親家庭医療費受給資格者証		
	妊産婦医療費受給資格者証		

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	問い合わせ
介護保険	被保険者証	平成２３年９月中に新しい住所の被保険者証を郵送しますので、１０月１日からは、新しいものをお使いください。	本介護保険課 ☎21-2531 西健康福祉課 ☎92-0310 役保健福祉課 ☎92-0306
	負担限度額認定証	平成２３年１０月１日以降に新しい住所の負担限度額認定証を郵送します。	
	社会福祉法人等利用者負担額減額認定証	平成２３年１０月１日以降に新しい住所の社会福祉法人等利用者負担額減額認定証を郵送します。	
市税等	法人町民税に係る法人等の所在地の届出	住所変更の手続きは必要ありません。 	本市民税課 ☎21-2121 本収税課 ☎21-2131 西地域まちづくり課 ☎92-0304 役税務課 ☎92-0303
	個人町県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出		
	原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）		
	税等の口座振替		
障がい福祉	身体障害者手帳	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本社会福祉課 ☎21-2424 西健康福祉課 ☎92-0309 役保健福祉課 ☎92-0306
	療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳		
	自立支援医療受給者証（更生医療）	住所変更の手続きは必要ありません。新たなものを送付します。	
	自立支援医療受給者証（精神通院）	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	
	障がい福祉サービス受給者証		
	特別児童扶養手当証書		
児童福祉	子ども手当	住所変更の手続きは必要ありません。	本こども課 ☎21-2511,2512 西健康福祉課 ☎92-0312 役保健福祉課 ☎92-0306
	遺児手当		
	児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	
保育園	保育園に関する住所変更手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	
母子保健	母子健康手帳	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本健康増進課 ☎25-3512 西健康福祉課 ☎92-0311 役保健福祉課 ☎92-0315

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	問い合わせ
畜犬	犬の登録鑑札	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 環境課 ☎21-2601 西 生活環境課 ☎92-0308 役 保健福祉課 ☎92-0315
	狂犬病予防注射済票		
小中学校	小中学校に関する住所変更手続	住所変更の手続きは必要ありません。 	本 学校教育課 ☎21-2178 西 教育支所 ☎92-0315 役 学校教育課 ☎92-0313
上下水道	水道料金の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。	本 水道課 ☎25-2100 西 北部水道事務所 ☎92-0317 役 建設水道課 ☎92-0310
	指定給水装置工事事業者の住所		
	下水道使用料・農業集落排水使用料の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。 	本 下水道課 ☎20-5711 西 ※窓口はありません 役 建設水道課 ☎92-0310
	下水道排水設備指定工事店証		
	下水道・農業集落排水の水洗便所改造資金融資あっせん		
その他	行政財産使用許可書 町有財産使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 施設管理課 ☎21-2304 西 地域まちづくり課 ☎92-0303 役 企画課 ☎92-0301
	庁舎使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 施設管理課 ☎21-2304 西 地域まちづくり課 ☎92-0303 役 総務課 ☎92-0300

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	問い合わせ
（その他）	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本契約検査課 ☎21-2411 西※窓口はありません 役建設水道課 ☎92-0308
	小規模工事等契約希望者登録申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本契約検査課 ☎21-2411 西※窓口はありません 役建設水道課 ☎92-0308
	聖地公園使用許可証 町営墓地使用許可証	住所変更の手続きは必要ありません。	本環境課 ☎21-2603 西生活環境課 ☎92-0308 役保健福祉課 ☎92-0306

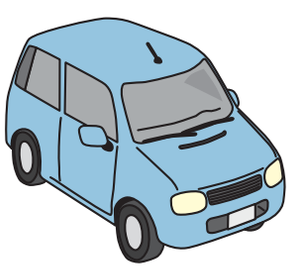


●国の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

項　目	対象者・対象事項	必　要　な　手　続　き　等	窓　口
国税に関すること		鹿沼税務署から栃木税務署への管轄の変更（「行政機関の管轄の変更」（12ページ）をご覧ください）に伴う届出及び住所表示の変更に伴う届出の手続きは必要ありません。	●平成23年10月1日から 栃木税務署 ☎22-0885 栃木市本町17-7 ●平成23年9月30日まで 鹿沼税務署 ☎0289-64-2151 鹿沼市東末広町1934-24
土地、建物登記簿	不動産の所在	職権で修正されますので、手続きの必要はありません。ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。	宇都宮地方法務局栃木支局 （合併前後とも同じです。） ☎22-1068 栃木市片柳町1-22-22
	所有者の住所（抵当権、地上権、仮登記等の権利者の住所）	所有者等の住所が変更になりますが、合併前の住所を栃木市の住所に読み替える規定がありますので、手続きの必要はありません。 なお、住所表示の変更を希望する場合は、栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付のうえ、窓口へ登記名義人の住所変更登記（非課税）を申請してください。	
会社等の商業登記、法人登記等	定款等にある事務所の位置の表記変更等 役員の住所表記変更	本店、主たる事務所及び役員の住所等については職権で修正されますので、手続きの必要はありません。ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。 支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合、合併日以降、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください。（栃木県内に本支店がある場合を除きます。）	
国民年金、厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険	国民年金・厚生年金の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「上都賀郡西方町」の場合は、窓口にご連絡ください。	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131 栃木市城内町1-2-12 日本年金機構 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281 宇都宮市下戸祭2-10-20 （合併前後は両方の窓口で対応します。）
	年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「上都賀郡西方町」の場合は、窓口にご連絡ください。	
	健康保険・厚生年金保険適用事業所	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、「保険料口座振替納付変更申請書」のお届けが必要な事業主様には、個別に年金事務所からご連絡の上、対応します。	
	健康保険の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 健康保険被保険者証は、引き続き使用できます。	

分　　類	対象者・対象事項	必　要　な　手　続　き　等	窓　　口
自動車検査証	普通車、二輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により自動車検査証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、職権により栃木市への表示を変更しますので、自動車検査証をお持ちください。（手数料無料）	関東陸運局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 （合併前後とも同じです。） ☎050-5540-2020 佐野市下羽田町2001-7
軽自動車届出済証	軽二輪（排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により軽自動車届出済証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、窓口に軽自動車届出済証を持参していただければ訂正をさせていただきます。 なお、新しい用紙での軽自動車届出済証を希望される方は、用紙代として100円負担となります。	
普通車、二輪の小型自動車、軽二輪のナンバープレート	普通車、二輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるオートバイ）、軽二輪（排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ）	現在使用中の車両を引き続き現住所で使用する場合は、「宇都宮」「栃木」「栃」ナンバーで使用できます。 また、「とちぎ」ナンバーに変更を希望される方は、番号変更手続きが必要となります。 ※詳細については、窓口にお問い合わせください。	
自動車検査証	四輪の軽自動車	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は車検証と印鑑をお持ちになり、変更の申請を行ってください。ご持参いただき申請することができます。申請用紙代30円＋ナンバープレート代1,520円が負担となります。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 （合併前後とも同じです。） ☎0283-20-6116 佐野市下羽田町2001-2
軽自動車のナンバープレート		現在使用中の車両を引き続き現住所で使用する場合は、「宇都宮」ナンバーで使用できます。また、希望により変更することも可能です。その場合は、番号変更の手続きが必要となり、申請用紙代30円＋ナンバープレート代1,520円が負担となります。	



●栃木県の関係

掲載されていない項目や手続きについては、業務関連機関に直接お問い合わせください。

○次の項目は手続きの必要はありません。（主なものを掲載）

分　類	項　目
各種免許等	医師免許、歯科医師免許、あん摩マッサージ師指圧師・はり師・きゅう師免許証または免許証明書、管理栄養士免許、栄養士免許、保育士、調理師免許、理容師・美容師免許証または免許証明書、クリーニング師免許、保健師免許、助産師免許、看護師免許、薬剤師免許、准看護師免許、宅地建物取引業免許、教員免許状、国外運転免許証
戦傷病者特別援護法関係	戦傷病者手帳
特定疾患	一般特定疾患医療受給者証、一般特定疾患重症認定、小児慢性特定疾患医療受給券
医療券	養育医療券、育成医療券
建設業関係	宅地建物取引主任者資格登録、建設業の許可、競争入札参加資格
建築士法関係	二級建築士・木造建築士の登録、建築士事務所の登録
理美容等	理容所開設の届出、美容所開設の届出、クリーニング所開設届
食品衛生営業関係	食品衛生管理者設置届、食品衛生法に基づく営業許可、栃木県食品衛生条例に基づく許可
車庫証明	自動車保管場所証明
税関係	個人の事務所等の設置届、法人の事務所等の設置届、心身障がい者に係る自動車税減免申請

○次の項目は手続きの必要はありませんが、一部、取り扱いにご注意いただくものです。

項　目	必　要　な　手　続　き　等	県　の　窓　口
公的個人認証電子証明書	そのまま利用できます。 ご希望される方は、有料（500円）で、合併後に栃木市名の証明書の再発行を受けることができます。	栃木市役所本庁舎及び総合支所で再発行されます。 市役所本庁市民生活課　☎21-2147 西方総合支所生活環境課　☎92-0306
自動車運転免許	住所変更の手続は必要ありません。 更新時に手続をしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続をしてください。	運転免許センター　☎0289-76-0110 栃木警察署　☎25-0110 鹿沼警察署　☎0289-62-0110 ※県内すべての警察署で手続きができます。

○次の項目は、手続きが必要となるものです（手数料は無料）。

手続きの詳細については、一覧表に記載の窓口までお問い合わせください。

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	県の窓口
法人関係	学校法人の寄附行為	合併日以降、寄附行為の変更をしたときに遅滞なく、寄附行為変更届を提出してください。	文書学事課 ☎028-623-2056
	宗教法人の登記事項	合併日以降、規則変更後に、事務所の所在地変更届を提出してください。	
	私立学校の学則（学則に学校の位置を記載している場合）	合併日以降、学則を変更しようとするときに、「学則変更届」を提出してください。	
	特定非営利活動法人の定款変更	合併日以降、定款の事務所所在地変更を行ったときに、届出が必要です。（届出は所管の行政庁に行ってください。）	県民文化課 県民協働推進担当 ☎028-623-3422 （市役所本庁地域まちづくり課または内閣府の場合もあります。）

分　　類	項　　目	必　要　な　手　続　き　等	県　の　窓　口
（法人関係）	社会福祉法人の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）変更を行ったときに遅滞なく、定款の変更届を提出してください。	法人所管課（医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課）
消費生活協同組合関係	消費生活協同組合の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）の変更届を提出してください。	くらし安全安心課 ☎028-623-2154
医療法関係	病院・診療所開設等	合併日後10日以内に、開設届出事項一部変更届を提出してください。	県南健康福祉センター総務企画課 （合併前後とも同じです。） ☎0285-22-0302
	医療法人の認可	合併日以降、定款を変更したときに、医療法人定款一部変更認可申請書を提出してください。	
柔道整復師法関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関る法律関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	
各種医療従事者養成施設関係	養成所の指定	合併日後1ヵ月以内に、変更届書を提出してください。	医事厚生課 ☎028-623-3047 （関東信越厚生局が窓口となるものもあります。）
介護保険関係	介護サービス事業者の指定	以下の場合は、合併日後10日以内に、変更届の提出が必要です。 ・合併後の栃木市のうち、一部を限定して実施地域とする場合。 （例：合併前に西方町を実施地域としていた事業所が、合併後も栃木市のうち西方地域のみで事業を実施するとき。）	県南健康福祉センター福祉指導課 （合併前後とも同じです。） ☎0285-21-2294
工業関係	登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「登録事項等変更届出書」に登録証を添付して提出してください。	工業振興課 ☎028-623-3196
	みなし登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「電気工事業に係る変更届出書」に受理証を添付して提出してください。	
水産業協同組合法	水産業協同組合の定款	合併日以降、定款（組合の地区、事務所所在地の名称）を変更したときに、水産業協同組合定款変更届を提出してください。	生産振興課 ☎028-623-2351
飼料安全法	飼料・飼料添加物製造業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2350
	飼料・飼料添加物販売業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	農業環境指導センター ☎028-626-3086
家畜市場関係	家畜市場の登録	合併日後2週間以内に、「登録事項変更届出書」を提出してください。	畜産振興課 TEL028-623-2344
土地改良関係	土地改良区の代表者及び印鑑の届出	合併日以降速やかに、代表者及び印鑑（変更）届出書を提出してください。	下都賀農業振興事務所農村整備部 （合併前後とも同じです。）
	土地改良区「定款」	合併日以降速やかに、定款変更届出書を提出してください。	

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	県　の　窓　口
（土地改良関係）	土地改良区「維持管理計画書」	合併日以降速やかに、維持管理計画書変更届出書を提出してください。	☎23-3428
博物館法関係	博物館の登録	合併日以降直ちに、「博物館登録申請書変更届」に関係書類を添付して提出してください。	生涯学習課 ☎028-623-3408
自動車指定関係	緊急自動車指定証	合併日以降、記載事項変更届をしてください。	●平成24年4月1日から 栃木警察署 ☎25-0110 ―――― ●平成24年3月31日まで 鹿沼警察署 ☎0289-62-0110
	緊急自動車届出確認証		
	道路維持作業用自動車指定証		
	道路維持作業用自動車届出確認証		
各種免許等	家畜商免許	合併日以降速やかに、「登録変更申請書」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2344
	不動産鑑定士（補）の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	地域振興課 土地利用調整班 ☎028-623-2267
	不動産鑑定業者の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	

●その他

分　類	項　目	必　要　な　手　続　き　等	窓　口
各共済組合	共済年金受給者	共済年金受給者の方は、勤務先・所属の共済組合・共済年金支払の案内元に、個々にご照会してください。	勤務先・所属の共済組合の窓口
電気	―	住所変更の手続きは必要ありません。 	東京電力株式会社 栃木カスタマーセンター ☎0120-995-111
電話	電話番号に関する住所	住所変更の手続きは必要ありません。 	NTT東日本 ☎局番なし116
金融機関（西方地域内に本支店のある機関）	預金通帳、証書等	原則、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金、融資取引等のある方は、お取引の金融機関によっては、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
	キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。	

行政機関の管轄の変更

●国の窓口

国が行っている業務について、西方町の管轄の取り扱いは次のとおりとなります。

行政機関	西方町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
税務署	鹿沼税務署 ☎0289-64-2151	国税に関すること	平成23年10月1日から栃木税務署が窓口となります。	栃木税務署 ☎22-0885
地方・家庭裁判所	宇都宮地方・家庭裁判所 栃木支部 ☎23-0225		変更ありません。	宇都宮地方・家庭裁判所 栃木支部 ☎23-0225
検察庁	宇都宮地方検察庁 栃木支部 ☎22-4144		変更ありません。 	宇都宮地方検察庁 栃木支部 TEL22-4144
法務局	宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎22-1068	土地の登記など	変更ありません。	宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎22-1068
労働基準監督署	鹿沼労働基準監督署 ☎0289-64-3215	労働相談、保険、労働紛争の調停など	現在調整中ですので、栃木労働基準監督署または鹿沼労働基準監督署に直接お問い合わせください。	栃木労働基準監督署 ☎24-7766
日本年金機構年金事務所	日本年金機構 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281	年金、社会保険など	平成23年10月1日から栃木年金事務所が窓口となります。	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131
職業安定所（ハローワーク）	鹿沼公共職業安定所 ☎0289-62-5125	職業紹介、雇用保険など	現在調整中ですので、栃木公共職業安定所または鹿沼公共職業安定所に直接お問い合わせください。	栃木公共職業安定所 ☎22-4135
国土交通省	関東運輸局 栃木運輸支局 ☎050-5540-2019	自動車の登録など	平成23年10月1日から佐野自動車検査登録事務所が窓口となります。	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2020
軽自動車検査協会	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎028-645-5161	軽自動車の登録など	平成23年10月1日から佐野支所が窓口となります。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 ☎0283-20-6116

●栃木県の窓口

栃木県が行っている業務について、西方町の管轄の取り扱いは次のとおりとなります。

行政機関	西方町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
県税事務所	鹿沼県税事務所 【上都賀庁舎内】 ☎0289-62-6203	県税の収納など	平成23年10月1日から栃木県税事務所が窓口となります。ただし、平成24年3月31日（平成23年度分県税の徴収業務については、平成24年5月31日）まで、引き続き鹿沼県税事務所で所管しますが、納税相談・各種申請の受理などについては、栃木県税事務所でも受け付けます。	栃木県税事務所 【下都賀庁舎内】 ☎23-3412
健康福祉センター	県西健康福祉センター 【上都賀庁舎内】 ☎0289-64-3125 	感染予防、生活保護、食品衛生など	●医療・児童福祉・介護保険・母子保健・感染症などに関すること 平成23年10月1日から県南健康福祉センターが窓口となります。	県南健康福祉センター 【小山庁舎内】 ☎0285-22-0302
			●精神・難病・生活衛生・食品・薬事などに関すること 平成23年10月1日から栃木健康福祉センターが窓口となります。	栃木健康福祉センター 【下都賀庁舎内】 ☎22-4121
	●生活保護に関すること 県南健康福祉センター 【小山庁舎内】 ☎0285-22-0302		平成23年10月1日から栃木市（本庁）が窓口となります。	市役所本庁 社会福祉課 ☎21-2501
児童相談所	中央児童相談所 ☎028-665-7830	児童相談、虐待防止など	平成23年10月1日から県南児童相談所が窓口となります。	県南児童相談所 ☎24-6121

行政機関	西方町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
労政事務所	宇都宮労政事務所 【河内庁舎内】 ☎028-626-3052	労働相談など	平成23年10月1日から小山労政事務所が窓口となります。	小山労政事務所 【小山庁舎内】 ☎0285-22-4032
農業振興事務所	上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236	農業振興、融資制度など	平成23年10月1日から下都賀農業振興事務所が窓口となります。	下都賀農業振興事務所 【下都賀庁舎内】 ☎23-3425
家畜保健衛生所	県央家畜保健衛生所 ☎028-689-1200	伝染病予防、畜産農家の衛生指導など	平成23年10月1日から県南家畜保健衛生所が窓口となります。	県南家畜保健衛生所 ☎27-3611
環境森林事務所	県西環境森林事務所 ☎0288-21-1178	林業振興、公害防止など	●自然環境・森林・林業に関すること 平成23年10月1日から県南環境森林事務所が窓口となります。	県南環境森林事務所 【安蘇庁舎内】 ☎0283-23-1441
			●生活環境に関すること 平成23年10月1日から小山環境管理事務所が窓口となります。	小山環境管理事務所 【小山庁舎内】 ☎0285-22-4309
土木事務所	●県道整備・維持管理に関すること 鹿沼土木事務所 【上都賀庁舎内】 ☎0289-65-3211	県道整備、維持管理、建築確認、開発行為申請など	平成23年10月1日から栃木土木事務所が窓口となります。	栃木土木事務所 【下都賀庁舎内】 ☎23-3433
	●開発行為許可等関係申請・建築関係申請に関すること 栃木土木事務所 【下都賀庁舎内】 ☎23-3433		平成23年10月1日から栃木市（本庁）が窓口となります。	市役所本庁 建築指導課 建築指導担当 ☎21-2627 建築審査担当 ☎21-2628 開発指導担当 ☎21-2614
県民相談室	上都賀県民相談室 【上都賀庁舎内】 ☎0289-64-9419	県民相談など	平成23年10月1日から下都賀県民相談室が窓口となります。	下都賀県民相談室 【下都賀庁舎内】 ☎24-5665
教育事務所	上都賀教育事務所 【上都賀庁舎内】 ☎0289-62-7167	教職員の人事など	平成23年10月1日から下都賀教育事務所が窓口となります。	下都賀教育事務所 【下都賀庁舎内】 ☎23-3422
警察	鹿沼警察署 ☎0289-62-0110	警察業務	平成24年4月1日から栃木警察署が窓口となります。	栃木警察署 ☎25-0110

区域・圏域等の変更

区域・圏域等について、西方町のエリアの取り扱いは次のとおりとなります。

区域・圏域等	西　方　町	合併時の取り扱い	栃　木　市
二次保健医療圏	県西保健医療圏	変更ありません。	県南保健医療圏
救急医療体制圏域	鹿沼医療圏	変更ありません。	栃木医療圏
医師会	上都賀郡市医師会	変更ありません。 	下都賀郡市医師会
県立高等学校全日制普通科通学区域	上都賀学区	平成23年10月1日から下都賀学区となります。	下都賀学区
都市計画区域	西方都市計画区域	変更ありません。	小山栃木都市計画区域
栃木県議会議員選挙選挙区	鹿沼市・西方町選挙区	変更ありません。	栃木市・岩舟町選挙区
衆議院小選挙区選出議員選挙区	第２区	変更ありません。	第４区（大平・藤岡・都賀地域） 第５区（栃木地域）

TOCHIGI-CITY

栃木県から引き継ぐ業務

これまで栃木県が県上都賀庁舎や県下都賀庁舎などで行っていた西方町の業務の一部は、平成23年10月1日からは栃木市が引き継いで取り扱います。

●開発行為関係申請・建築関係申請

合併前の西方町の開発行為関係申請と建築関係申請については、栃木土木事務所が窓口となっていますが、合併後は栃木市が窓口となります。

【取り扱う事務】

開発行為許可等関係申請窓口
建築関係申請窓口

【留意点】

合併後、開発・建築関係の申請窓口は、栃木市の各総合支所、栃木土木事務所及び鹿沼土木事務所にはございませんのでご注意ください。

特に、開発行為に関しましては、開発区域の面積1,000㎡以上から都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可が必要となりますので併せてご注意願います。

合併前後の申請については、書類の移動・整理等のため、場合によっては処理に時間をいただくことも想定されますので、期間に余裕を持ってご相談及び申請手続きをお願いいたします。

【新しい窓口】

本：建築指導課（建築指導担当☎21-2627・建築審査担当☎21-2628・開発指導担当☎21-2614）
西：※窓口はありません

●福祉事務所

合併前の西方町の福祉に関することの一部（生活保護）については、下都賀福祉事務所（県南健康福祉センター）が窓口となっていますが、合併後は栃木市が窓口となります。

【新しい窓口】

本：社会福祉課　☎21-2501　生活福祉課　☎21-2516
西：※窓口はありません



西方総合支所のご案内

合併前の西方町役場は、合併後「西方総合支所」として身近な行政サービスの提供や西方地域のまちづくりを行っていくことになります。

また、真名子出張所は引き続き設置され、これまでと同様のサービスを提供します。

●配置図・主な取り扱い業務

「市役所・総合支所・消防本部・消防署のご案内」の「配置図」（22・23ページ）と「主な取り扱い業務」（32ページ）をご覧ください。

●業務時間

○通常業務

平日（月曜日から金曜日）午前８時30分から午後５時15分まで

○延長窓口

毎週月曜日（月曜日が祝祭日の場合、その翌日）　午後８時まで　※電話予約制

●問い合わせ先にお困りの時は

合併前に西方町役場で取り扱ってきた事務は、合併後の栃木市役所本庁及び西方総合支所で取り扱います。

なお、合併後の西方総合支所の組織が大きく変更になります。

栃木市では、本庁舎と総合支所間の電話転送が可能です。平成23年10月1日以降、問い合わせ先や担当窓口がわからない場合には、下記の番号におかけください。

西方総合支所地域まちづくり課　☎92-0300

ただし、本庁舎、総合支所以外の公共施設等には電話転送ができませんので、担当課の電話番号をご案内し、おかけ直しいただく場合もございます。

また、土・日曜日・祝日及び業務時間外は、担当課におつなぎできない場合もございますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

本：総務課　☎21-2311　西：地域まちづくり課　☎92-0300

役：総務課　☎92-0300



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

市役所・総合支所・消防本部・消防署のご案内

合併後は、栃木市役所を本庁とし、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所に西方総合支所、栃木市消防本部及び栃木市消防署が加わります。

●配置図

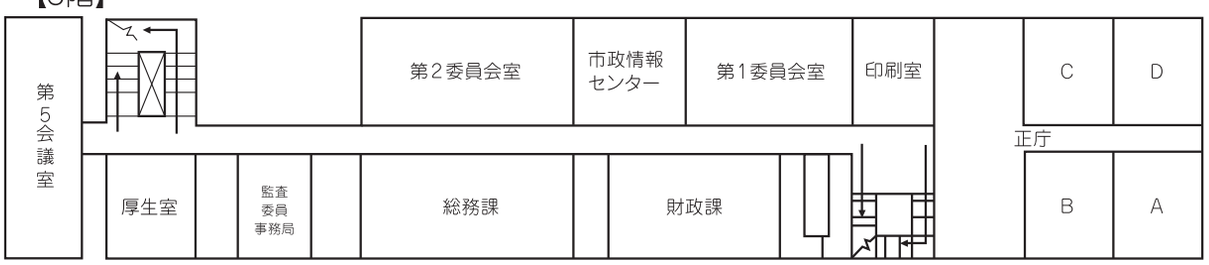
本庁舎、各総合支所及び消防本部の配置図をご案内します。

○本庁舎

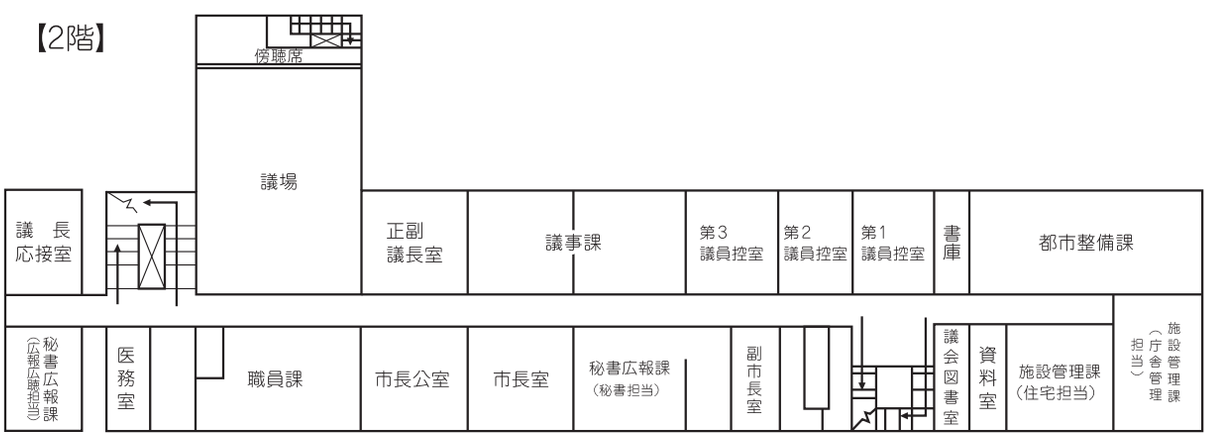
【4階】



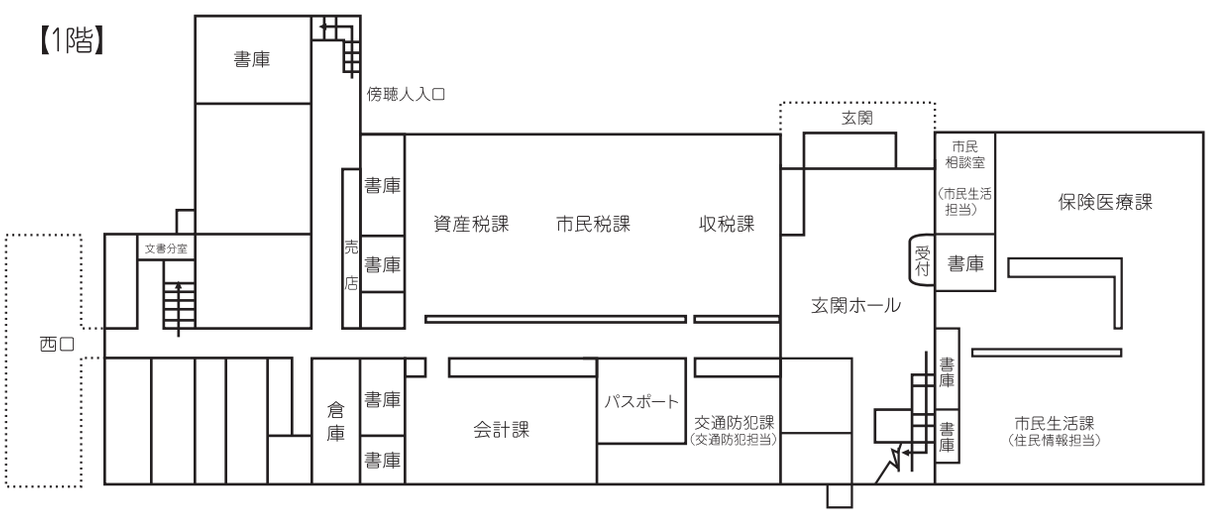
【3階】



【2階】

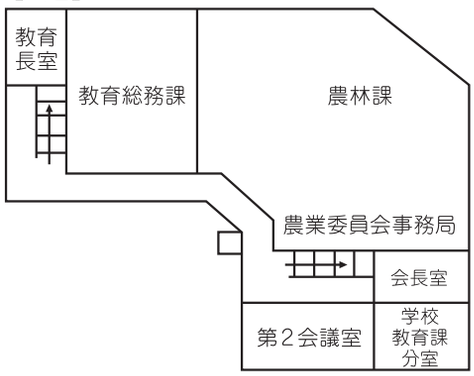


【1階】

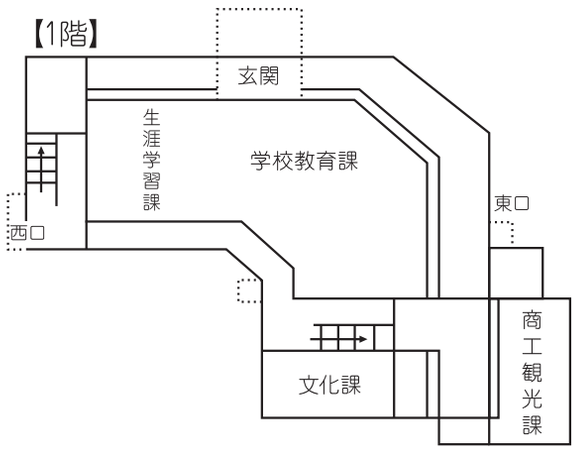


○本庁別館

【2階】

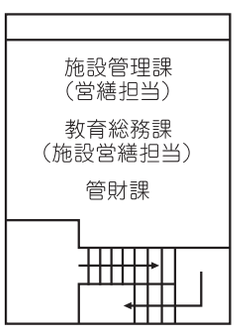


【1階】

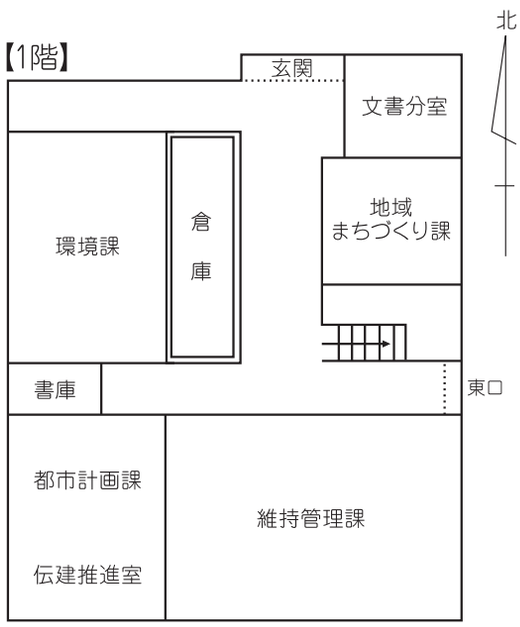


○本庁第2別館

【2階】

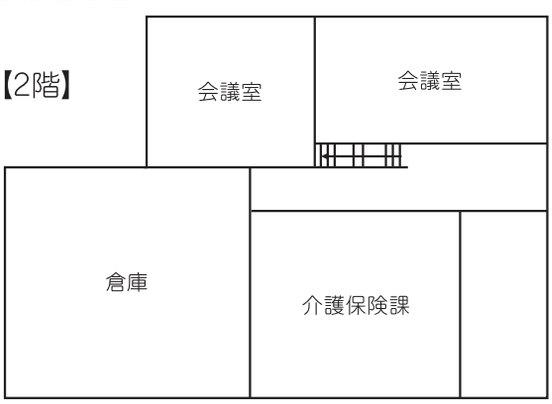


【1階】

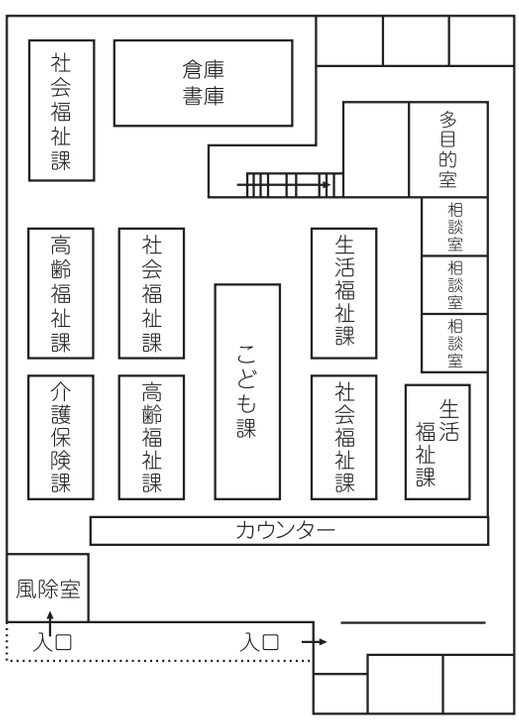


○本庁福祉庁舎

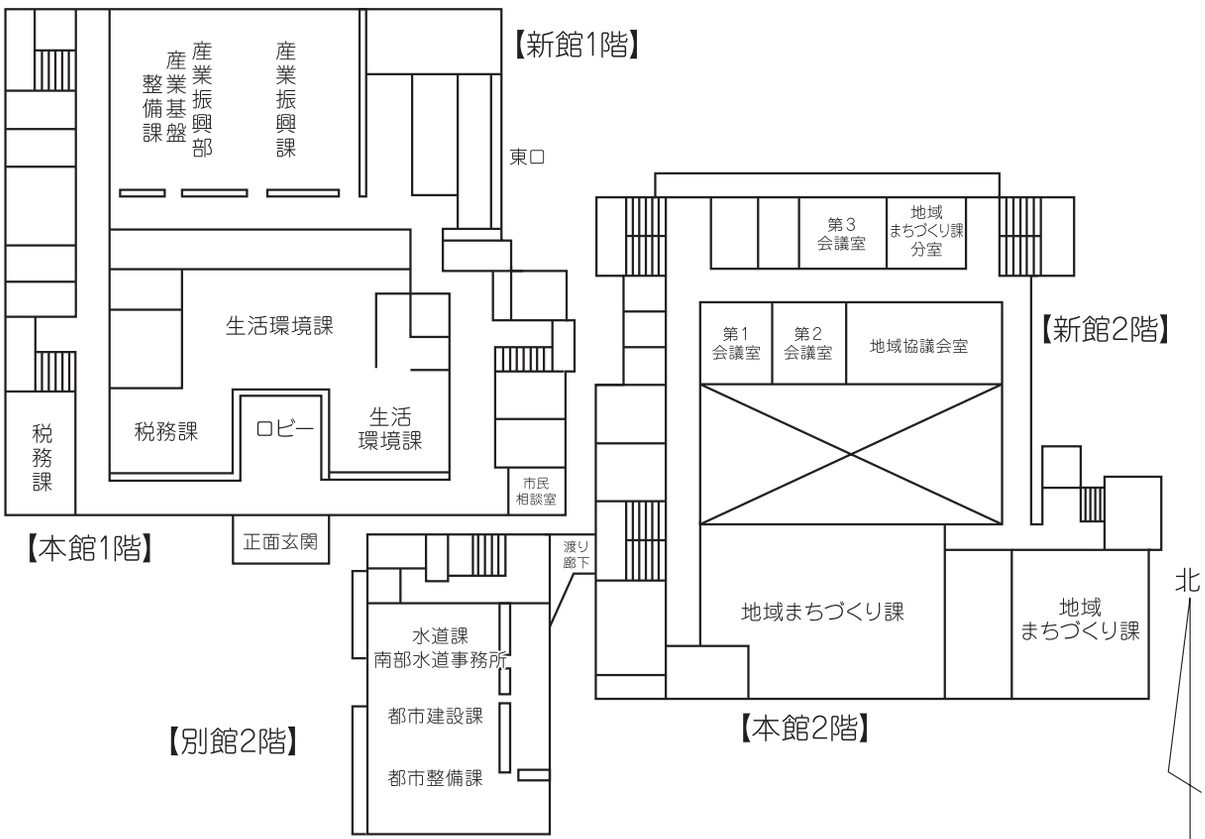
【2階】



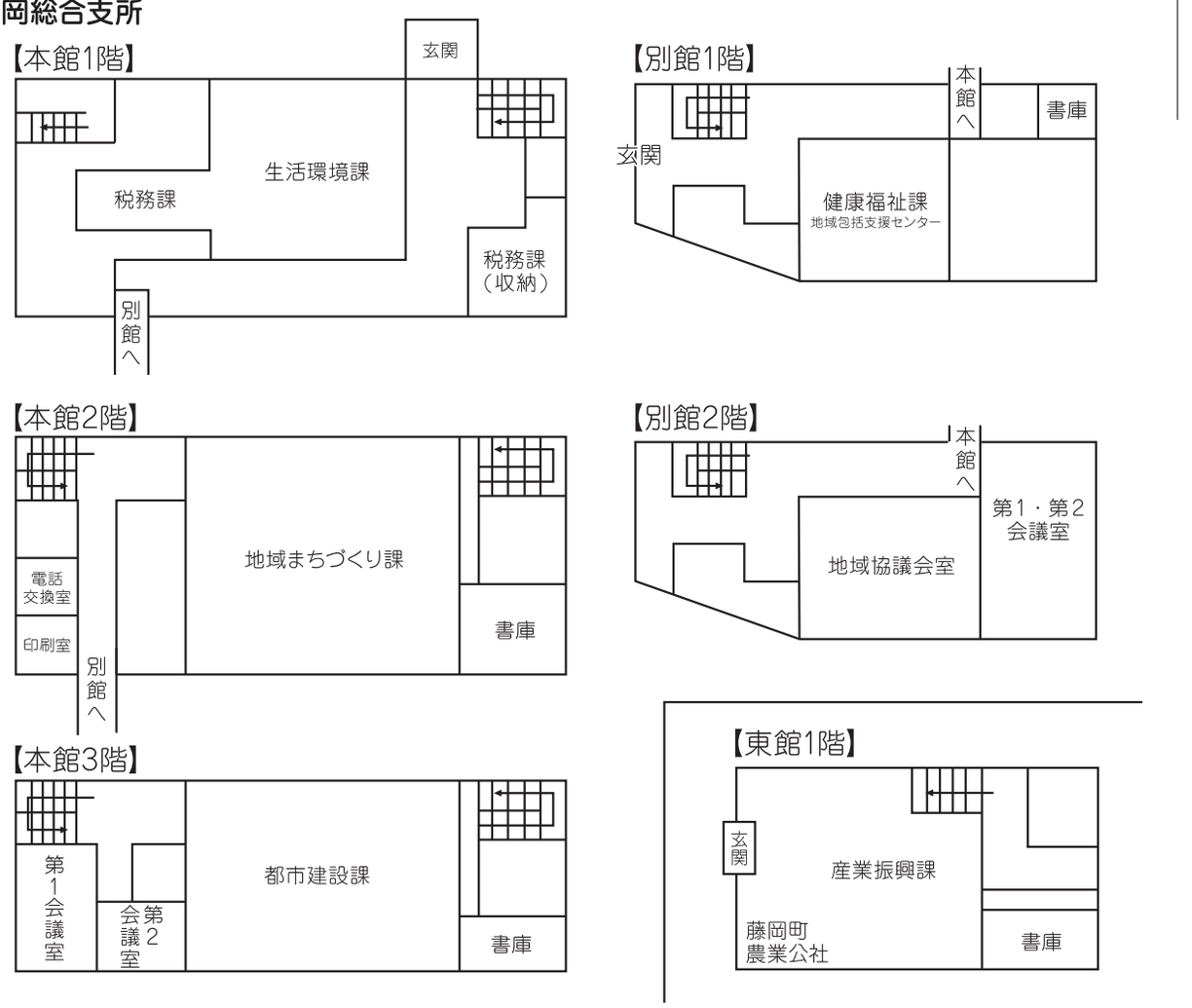
【1階】



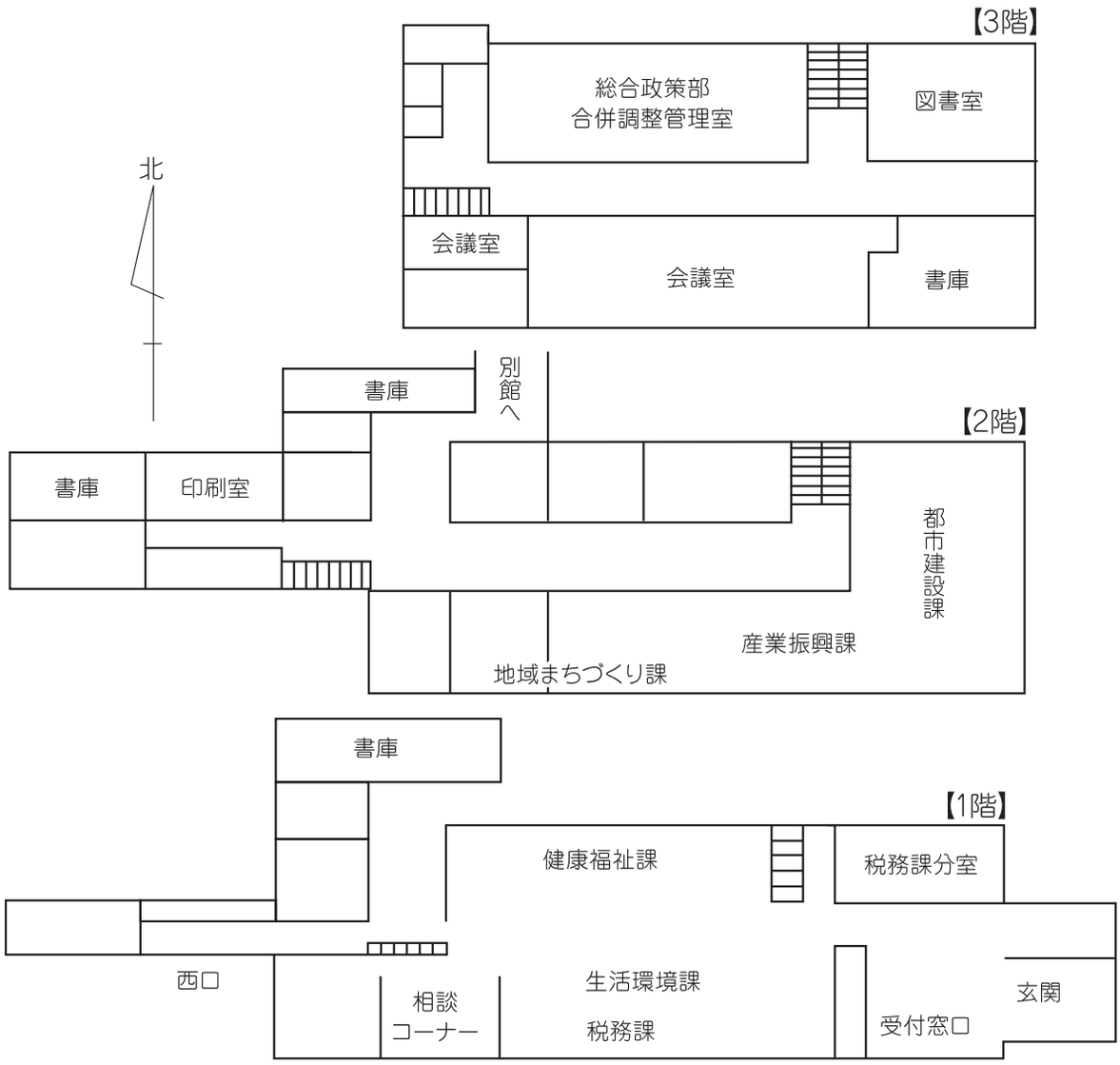
○大平総合支所



○藤岡総合支所

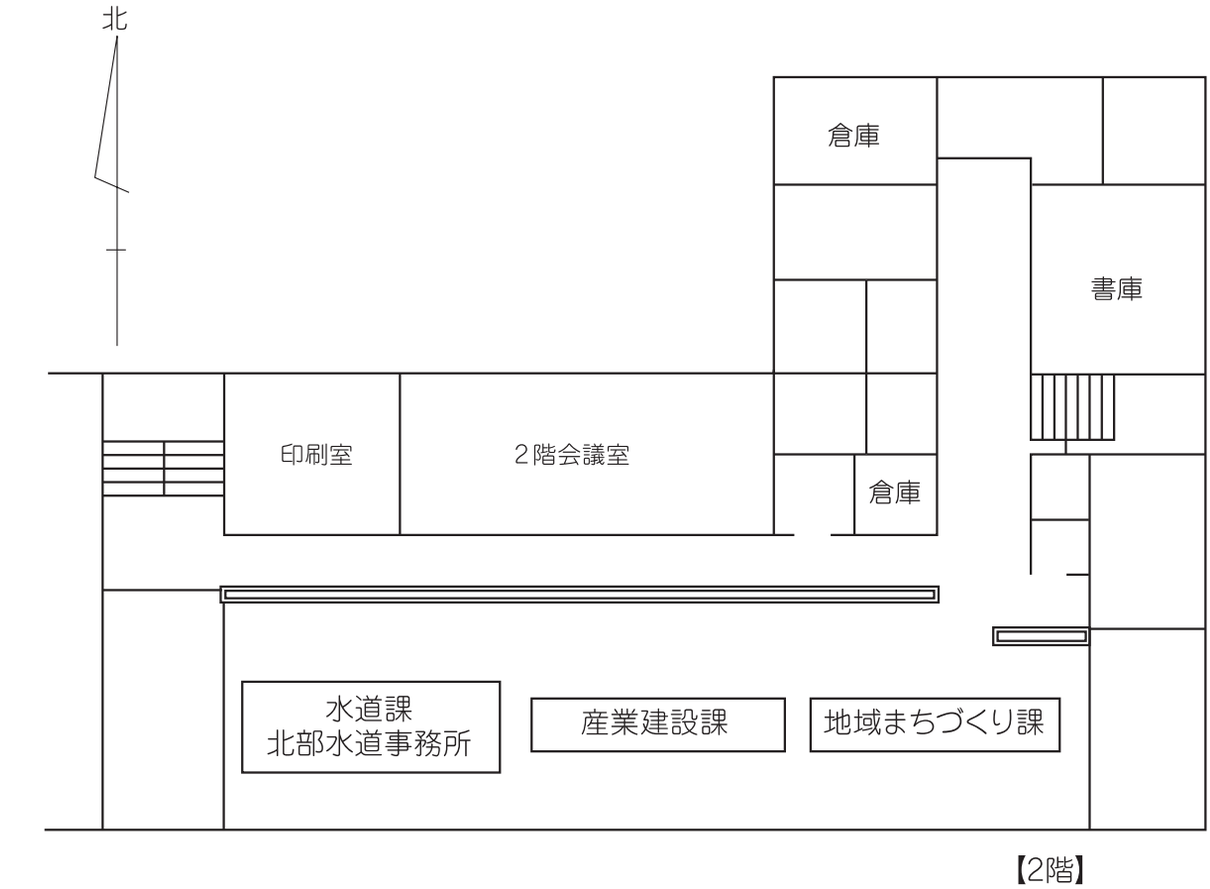


○都賀総合支所

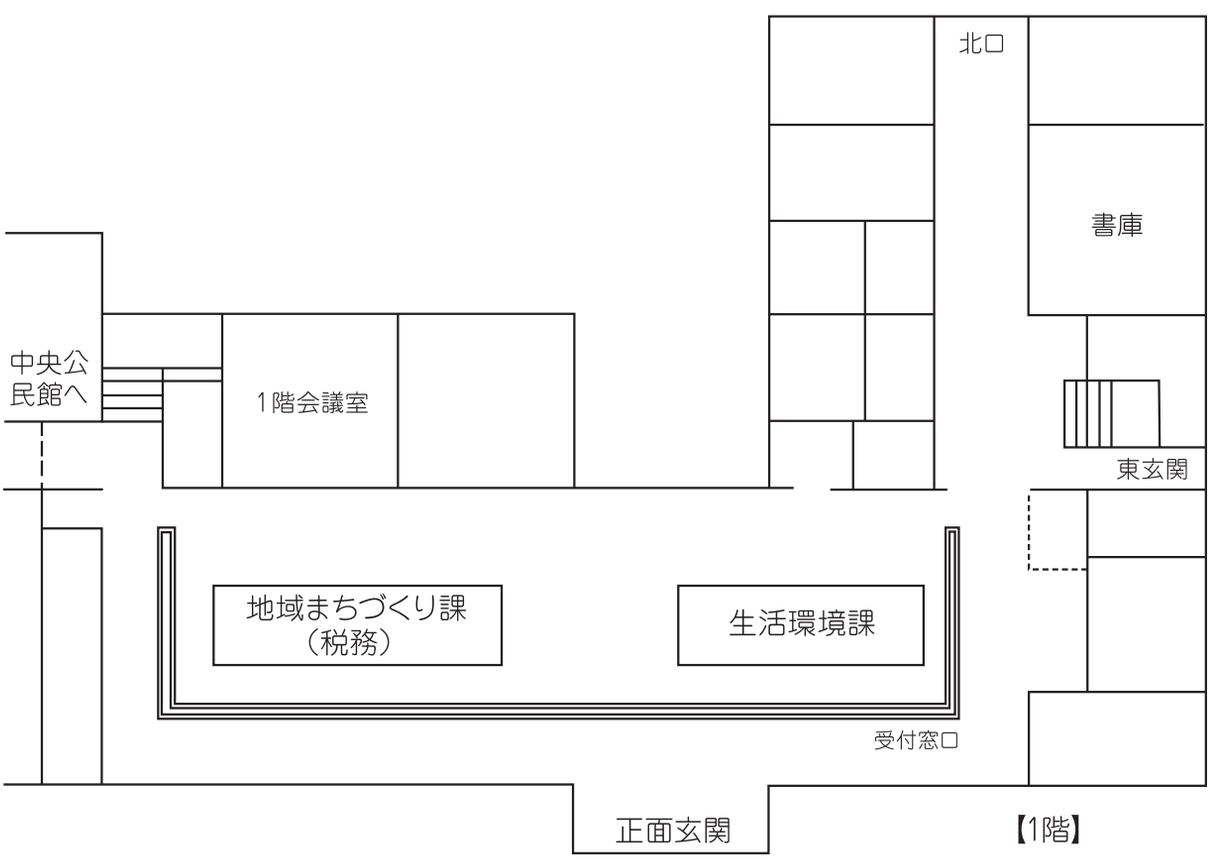

【3階】
総合政策部
合併調整管理室
図書室
会議室
会議室
書庫
北
別館へ
書庫
【2階】
書庫
印刷室
都市建設課
産業振興課
地域まちづくり課
書庫
【1階】
健康福祉課
税務課分室
西口
相談
コーナー
生活環境課
税務課
受付窓口
玄関



○西方総合支所


北
倉庫
書庫
印刷室
2階会議室
倉庫
水道課
北部水道事務所
産業建設課
地域まちづくり課

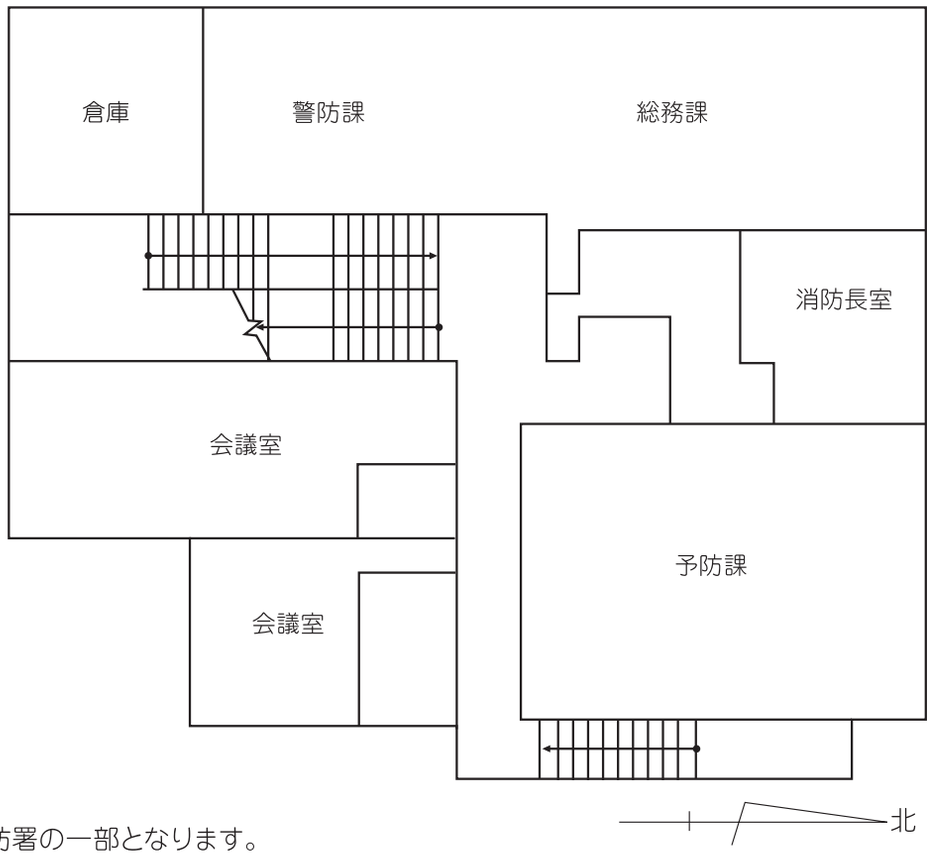
【2階】


北口
書庫
中央公
民館へ
1階会議室
東玄関
地域まちづくり課
（税務）
生活環境課
受付窓口
正面玄関

【1階】

○消防本部

【2階】



※ 1階は消防署の一部となります。

○その他の公共施設に設置の課

	課名等	設置されている公共施設
本　庁	人権推進課	厚生センター内
	女性青少年課	市民会館内
	健康増進課	栃木保健福祉センター内
	水道課	水道庁舎内
	下水道課	水道庁舎内
	下水道課 下水道整備担当の一部	市民会館内
大平総合支所	人権推進課	大平隣保館内
	健康福祉課	ゆうゆうプラザ内
西方総合支所	健康福祉課	西方保健センター内
栃木市教育委員会事務局	スポーツ振興課	総合運動公園内
	大平教育支所	大平公民館内
	藤岡教育支所	藤岡公民館内
	藤岡教育支所 生涯学習担当の一部	藤岡スポーツふれあいセンター内
	都賀教育支所	都賀公民館内
	西方教育支所	西方公民館内
選挙管理委員会事務局		入舟町倉庫2階
消防本部	通信指令第１課	消防署内
	通信指令第２課	消防署内

● 主な取り扱い業務

本庁舎、各総合支所、消防本部及び消防署の各部署で扱う主な取り扱い業務をご案内します。

○ 本庁　　〒328-8686　入舟町7-26

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
総合政策部	総合政策課	政策総務担当	21－2401	水資源対策、エネルギー対策、国際交流、国内交流　など
		政策調整担当	21－2403	総合計画、行政評価、栃木地区広域行政、首都圏計画、土地開発公社　など
		統計担当	21－2405	基幹統計、統計データの収集、自主統計　など
	地域まちづくり課	まちづくり担当	21－2247	地域自治区との連絡調整、自治会、地域のまちづくり、地域振興　など
		市民協働推進担当	21－2249	市民協働の推進、市民活動支援、特定非営利活動促進、市民活動推進センター　など
	合併調整管理室（都賀総合支所内）	合併調整管理担当	29－1107	合併調整事項の進捗管理、市町村合併　など
	秘書広報課	秘書担当	21－2221	秘書業務、儀式、渉外、表彰、緊急的事項の総合調整　など
		広報広聴担当	21－2224	広報紙の発行、広聴事業、請願、陳情　など
	財政課	財政担当	21－2301	財政計画、予算編成、財政運営、指定金融機関　など
	人権推進課（厚生センター内）	人権推進担当	24－2444	人権啓発、人権擁護委員、厚生センター　など
	地域医療対策室	地域医療対策担当	21－2419	地域医療の再生対策　など
総務部	総務課	行政管理担当	21－2311	行政組織、事務分掌、行政改革、地方分権、地縁団体の認可、市章、市旗　など
		文書法規担当	21－2313	条例等の審査、情報公開、個人情報保護、文書管理　など
	職員課	人事担当	21－2231	職員の人事・給与・福利厚生・健康管理・研修　など
	情報推進課	情報推進担当	21－2408	情報システム等の管理、情報セキュリティ　など
	契約検査課	契約担当	21－2411	建設工事等及び物品購入等の入札・契約、工事・業務・物品購入等の入札参加登録　など
		検査担当	21－2413	建設工事の検査・指導、技術専門研修　など
	消防防災課	危機管理担当	21－2703	地域防災計画、防災対策、防災会議、災害対策本部、罹災証明、自衛官募集、危機管理　など
		消防担当	21－2704	消防団、水防団、火災の予防　など
理財部	管財課	管財担当	21－2236	普通財産の取得・管理・処分、財産区　など

○ 本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（理財部）	施設管理課	庁舎管理担当	21－2304	庁舎･庁用車等の･管理　など
		営繕担当	21－2624	市有建築物の設計、行政施設の営繕　など
		住宅担当	21－2622	市営住宅の建設･管理　など
	市民税課	税政担当	21－2121	軽自動車税･市たばこ税等の賦課、税諸証明交付　など
		市民税担当	21－2124	市県民税･国民健康保険税･介護保険料の賦課、後期高齢者医療保険料　など
	資産税課	資産税担当	21－2127	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
	収税課	収税担当	21－2131	市税･国民健康保険税･介護保険料･後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談など
		債権管理指導担当	21－2218	市債権の管理指導　など
生活環境部	市民生活課	市民生活担当	21－2144	市民相談、行政相談、消費者行政、消費生活センター　など
		住民情報担当	21－2147	住民異動届、戸籍･住民票･印鑑証明等の交付、戸籍記載、外国人登録、住基カード、電子証明書、パスポート　など
	交通防犯課	交通防犯担当	21－2141	交通安全、交通指導員、防犯　など
		公共交通対策担当	21－2170	公共交通対策、市営バス　など
	保険医療課	保険担当	21－2151	国民健康保険の加入･脱退、被保険者証、療養の給付、国民年金の加入･脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例　など
		医療給付担当	21－2153	こども･妊産婦･重度心身障がい者･ひとり親家庭医療費助成、不妊治療助成、後期高齢者医療　など
	環境課	環境政策担当	21－2601	地球温暖化防止、環境啓発、環境審議会、狂犬病予防　など
		環境保全担当	21－2602	公害対策、斎場、市有墓地、市営墓園、ごみ･し尿処理、環境美化　など
	女性青少年課（市民会館内）	男女共同参画推進担当	24－0351	男女共同参画、女性団体の指導助言、働く婦人の家　など
		青少年担当	24－0351	青少年健全育成、勤労青少年ホーム、青少年団体の指導助言など
保健福祉部	社会福祉課	福祉政策担当	21－2501	福祉施設等の整備、民生委員児童委員、保護司、災害救助、災害見舞金　など
		障がい福祉担当	21－2424	障がい者（身体･療育･精神）手帳の交付申請、特定疾患者介護手当、障がい者自立支援医療、障がい福祉サービスの相談･調査･判定　など

○ 本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（保健福祉部）	（社会福祉課）	発達支援担当	21－2508	発達障がいを含む障がい児（者）等の相談・支援　など
	生活福祉課	生活福祉担当	21－2516	生活保護、行旅死病人　など
	こども課	こども担当	21－2511 21－2518 21－2513	子育て支援、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、児童館　など こどもの総合相談、保育園、学童保育　など 児童虐待、家庭児童相談室　など
	高齢福祉課	高齢福祉担当	21－2521	高齢福祉、老人福祉センター、敬老祝賀　など
		地域支援担当	21－2539	地域支援事業、地域包括支援センター　など
	介護保険課	介護保険担当	21－2531	介護保険事業の企画運営、地域密着型サービス事業者、介護保険施設　など
		介護認定担当	21－2533	介護認定、認定申請者の資格管理、訪問調査、介護認定審査会　など
	健康増進課（栃木保健福祉センター内）	保健予防担当	25－3511	救急医療、献血、健診、がん検診、予防接種、感染症予防　など
		健康づくり担当	25－3512	母子保健、妊娠届、母子健康手帳、歯科保健、生活習慣病予防、栄養指導、精神保健、特定保健指導　など
産業振興部	商工観光課	商工振興担当	21－2541	商工業の振興、融資あっせん、雇用・労務対策など
		観光振興担当	21－2543	観光の振興、地域ブランド　など
	農林課	農業振興担当	21－2553	農業振興地域、農林業の金融、農畜産業の振興、水田農業推進協議会　など
		農林整備担当	21－2556	農業農村整備事業、農業用水利、森林環境整備、農地・水・環境保全向上対策、鳥獣保護　など
	産業基盤整備課（大平総合支所内）	企業立地担当	43－9202	企業誘致　など
		基盤整備担当	43－9202	産業団地の計画・整備推進　など
都市建設部	都市整備課	監理担当	21－2241	土木事業の総合調整　など
		道路整備担当	21－2243	道路・橋りょうの整備、災害復旧　など
		河川整備担当	21－2246	河川・水路の整備、災害復旧　など
	都市計画課	計画景観担当	21－2611	都市計画、都市景観の企画及び調整、屋外広告物の許可　など
		市街地整備担当	21－2613	土地区画整理事業の企画、調整及び施行、市街地再開発事業の施行　など
	維持管理課	道路河川管理担当	21－2637	市道の認定、道路河川の維持管理・市道の占用許可、法定外公共物の用途廃止・使用許可　など
		公園緑地担当	21－2558	公園緑地の企画・整備、災害復旧、公園緑地の維持管理、緑化の推進　など

○ 本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（都市建設部）	建築指導課	建築指導担当	21－2627	建築物の許可･認定、道路位置指定、長期優良住宅の認定、建築指導　など
		建築審査担当	21－2628	建築確認申請の審査･検査、優良新築住宅の認定　など
		開発指導担当	21－2614	開発行為の許可、優良宅地の認定、風致地区内行為の許可　など
上下水道部	水道課（水道庁舎内）	業務担当	25－2100	水道事業の総合調整、水道料金徴収、使用水量の計量　など
		工務担当	25－2101	水道建設事業の企画･調査、水道施設の整備･維持管理、給水装置、指定給水事業者　など
		北部水道事務所担当（西方総合支所内）	92－0317	都賀地域及び西方地域における水道料金徴収、使用水量の計量、水道施設の維持管理、給水装置　など
		南部水道事務所担当（大平総合支所内）	43－9221	大平地域及び藤岡地域における水道料金徴収、使用水量の計量、水道施設の維持管理、給水装置　など
	下水道課（水道庁舎内）	下水道管理担当	20－5711	下水道事業の企画･経営、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、受益者負担金･分担金　など
		下水道整備担当（一部は市民会館内）	24－6411 24－6412 20－5714	下水道事業の計画･施行、都市下水路、下水道施設の整備･維持管理、農業集落排水施設の維持管理　など 排水設備の融資あっせん、浄化槽　など
会計管理者	会計課	審査担当	21－2161	公金支出の審査、現金等保管　など
		出納担当	21－2163	決算、物品の出納･保管　など
議会事務局	議事課	議会総務担当	21－2251	議員の福利厚生･共済、議員の研修、議場の管理　など
		議事調査担当	21－2252	本会議などの運営、会議録の作成、公聴会など
教育委員会事務局	教育総務課	教育総務担当	21－2711	教育行政相談、教育委員、奨学資金、通学区域、教育施設の営繕　など
		教育政策担当	21－2716	教育政策、総合教育計画　など
	学校教育課	学校教育担当	21－2178	転校の手続、学級編制、教科書採択、学校評議員制度、教職員の研修、教育研究所　など
		保健給食担当	21－2725	学校給食、学校給食研究会、学校保健、給食センター　など
	生涯学習課	生涯学習担当	21－2705	生涯学習の推進、生涯学習推進本部、学校開放、学習相談事業　など

○ 本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（教育委員会事務局）	（生涯学習課）	社会教育担当	21－2731	成人･家庭教育、視聴覚教育、コミュニティセンター　など
		公民館担当		公民館事業、公民館の管理運営、社会教育団体の指導助言　など
		栃木公民館	24－0352	
		大宮公民館	27－0073	
		皆川公民館	22－1812	
		吹上公民館	31－1792	
		寺尾公民館	31－0002	
		国府公民館	27－3002	
	スポーツ振興課（総合運動公園内）	スポーツ振興担当	25－0930	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理、スポーツ振興審議会、体育指導委員　など
		全国スポレク担当	25－2205	全国スポーツレクリエーション祭
	文化課	文化振興担当	21－2741	芸術文化の振興、文化財の保護、郷土資料の収集　など
		学芸推進担当	21－2426	芸術作品等の調査･研究、美術館、図書館、文化会館　など
	伝建推進室	伝建推進担当	21－2619	伝統的建造物群保存事業　など
	大平教育支所（大平公民館内）	教育総務担当	43－9218	教育行政相談、奨学資金･入学資金の申請、学校施設の維持管理、転校、就学援助　など
		生涯学習担当	43－9219	生涯学習･生涯スポーツの振興、図書館･公民館･社会体育施設の管理運営　など
	藤岡教育支所（藤岡公民館内）	教育総務担当	62－4321	教育行政相談、奨学資金･入学資金の申請、学校施設の維持管理、転校、就学援助　など
		生涯学習担当（一部は藤岡スポーツふれあいセンター内）	62－4321 62－1301	生涯学習の振興、図書館･公民館の管理運営　など 生涯スポーツの振興、社会体育施設･藤岡渡良瀬運動公園の管理運営　など
	都賀教育支所（都賀公民館内）	教育総務担当	28－0801	教育行政相談、奨学資金･入学資金の申請、学校施設の維持管理、転校、就学援助　など
		生涯学習担当	27－5050	生涯学習･生涯スポーツの振興、図書館･公民館･社会体育施設の管理運営　など
	西方教育支所（西方公民館内）	教育総務担当	92－0315	教育行政相談、奨学資金･入学資金の申請、学校施設の維持管理、転校、就学援助　など
		生涯学習担当	92－0316	生涯学習･生涯スポーツの振興、公民館･社会体育施設の管理運営　など
選挙管理委員会事務局		選挙担当	21－2631	選挙に関する事務、選挙の啓発、直接請求など
監査委員事務局		監査担当	21－2321	事務･事業執行の監査、現金出納検査、住民監査請求　など
農業委員会事務局		農地振興担当	21－2526	農地法事務、農業者年金、農業経営の合理化　など

○ 大平総合支所　　〒329-4492　大平町富田558

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
大平総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	43−9205	地域振興、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴　など
		総務担当	43−9204	文書管理、自治会、消防団方面隊、地域防災、自衛官募集、選挙事務　など
		理財担当	43−9207	庁舎の管理、建設工事等及び物品購入等の入札･契約　など
	税務課	市民税担当	43−9208	税諸証明交付、軽自動車税･市県民税･国民健康保険税･介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料など
		資産税担当	43−9208	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
		収税担当	43−9208	市税･国民健康保険税･介護保険料･後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談　など
	生活環境課	住民担当	43−9209	住民異動届、戸籍･住民票･印鑑証明書等の交付、住基カード、電子証明書　など
		管理担当	43−9209	外国人登録、国民年金の加入･脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例、パスポート　など
		保険医療担当	43−9216	国民健康保険、後期高齢者医療、こども･妊産婦･重度心身障がい者･ひとり親家庭医療費助成　など
		生活環境交通担当	43−9211	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防　など
		女性青少年担当	43−9222	男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、青少年団体の指導助言　など
	人権推進課（大平隣保館内）	人権推進担当	43−6611	人権啓発、人権擁護委員、隣保館、集会所など
	健康福祉課（ゆうゆうプラザ内）	福祉担当	45−1788	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉　など
		介護高齢担当	45−1788	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター　など
		健康増進担当	45−1788	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導など

○ 大平総合支所

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（大平総合支所）	（健康福祉課） （ゆうゆうプラザ内）	こども担当	45－1788	児童福祉、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、保育園、児童館、学童保育、子育て支援　など
	産業振興課	農林振興担当	43－9212	農林畜産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、治山、林道、耕作証明、農家証明　など
		商工観光担当	43－9213	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策　など
	都市整備課	道路管理担当	43－9214	道路・橋りょうの維持管理　など
		道路整備担当	43－9214	道路・橋りょうの整備、災害復旧　など
	都市建設課	都市管理担当	43－9215	市営住宅等の管理、住宅建築に係る相談　など
		都市建設担当	43－9215	公園等の整備・維持管理、土地区画整理事業、栃木藤岡バイパス沿線の整備　など

○ 藤岡総合支所　　〒323-1192　藤岡町藤岡1022-5

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
藤岡総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	62－0900	地域振興、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴　など
		総務担当	62－0900	文書管理、自治会、消防団方面隊、地域防災、自衛官募集、選挙事務　など
		理財担当	62－0900	庁舎の管理、建設工事等及び物品購入等の入札・契約　など
	税務課	市民税担当	62－0902	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者保険料　など
		資産税担当	62－0902	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
		収税担当	62－0902	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談など
	生活環境課	住民担当	62－0903	住民異動届、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、外国人登録、住基カード、電子証明書、パスポート　など
		保険医療担当	62－0903	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例　など

○ 藤岡総合支所

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（藤岡総合支所）	（生活環境課）	生活環境交通担当	62－0903	市民相談、行政相談、消費者行政、男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、交通安全、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防　など
		人権推進担当	62－0903	人権啓発、人権擁護委員、隣保事業　など
	健康福祉課	福祉担当	62－0904	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉　など
		介護高齢担当	62－0904	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター　など
		健康増進担当	62－0904	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導　など
		こども担当	62－0904	児童福祉、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、保育園、学童保育、子育て支援　など
	産業振興課	農林振興担当	62－0906	農林水産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、地籍調査、道の駅、耕作証明、農家証明など
		商工観光担当	62－0906	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策　など
	都市建設課	管理担当	62－0908	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理、市営住宅等の管理　など
		都市建設担当	62－0908	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、災害復旧、土地区画整理、住宅建築に係る相談　など

○ 都賀総合支所　　〒328-0192　都賀町家中5982-1

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
都賀総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	29－1100	地域振興、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴　など
		総務担当	29－1100	文書管理、自治会、消防団方面隊、地域防災、自衛官募集、選挙事務　など
		理財担当	29－1100	庁舎の管理、建設工事等及び物品購入等の入札・契約　など
	税務課	市民税担当	29－1101	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料　など
		資産税担当	29－1101	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
		収税担当	29－1101	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談　など

○ 都賀総合支所

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（都賀総合支所）	生活環境課	住民担当	29－1102	住民異動届け、戸籍、住民票、印鑑証明書等の交付、外国人登録、住基カード、電子証明書、パスポート、人権啓発、人権擁護委員　など
		保険医療担当	29－1102	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例　など
		生活環境交通担当	29－1102	市民相談、行政相談、消費者行政、男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、交通安全、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防　など
	健康福祉課	福祉担当	29－1103	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉　など
		介護高齢担当	29－1103	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター　など
		健康増進担当	29－1103	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導　など
		こども担当	29－1103	児童福祉、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、保育園、学童保育、子育て支援　など
	産業振興課	農林振興担当	29－1104	農林水産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、耕作証明、農家証明　など
		商工観光担当	29－1104	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、企業誘致、雇用・労務対策　など
	都市建設課	管理担当	29－1105	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理　など
		都市建設担当	29－1105	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、災害復旧、土地区画整理、住宅建築に係る相談　など

○ 西方総合支所　　〒322-0692　西方町本城1

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
西方総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	92－0300	地域振興、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴　など
		総務担当	92－0301	文書管理、自治会、消防団方面隊、地域防災、自衛官募集、選挙事務　など
		理財担当	92－0303	庁舎の管理、建設工事等及び物品購入等の入札・契約　など

○ 西方総合支所

支所名	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（西方総合支所）	（地域まちづくり課）	市民税担当	92－0304	税諸証明交付、軽自動車税･市県民税･国民健康保険税･介護保険料の賦課徴収事務、後期高齢者医療保険料、滞納処分、納税相談　など
		資産税担当	92－0305	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
	生活環境課	住民担当	92－0306	住民異動届、戸籍･住民票･印鑑証明書等の交付、外国人登録、住基カード、電子証明書、パスポート、人権啓発、人権擁護委員　など
		保険医療担当	92－0307	国民健康保険、後期高齢者医療、こども･妊産婦･重度心身障がい者･ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入･脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例　など
		生活環境交通担当	92－0308	市民相談、行政相談、消費者行政、男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、交通安全、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防　など
	健康福祉課（西方保健センター内）	福祉担当	92－0309	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉　など
		介護高齢担当	92－0310	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター　など
		健康増進担当	92－0311	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導　など
		こども担当	92－0312	児童福祉、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、保育園、学童保育、子育て支援　など
	産業建設課	産業振興担当	92－0313	農林畜産業の振興、道の駅、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、治山、林道、耕作証明、農家証明、商･工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、企業誘致、雇用･労務対策　など
		都市建設担当	92－0314	道路･橋りょう･河川水路･公園の整備及び管理、災害復旧、住宅建築に係る相談　など

○消防本部・消防署　〒328-0012　平柳町1-34-5
藤岡分署　〒323-1104　藤岡町藤岡81-2
大平分署　〒329-4403　大平町蔵井2001-2
都賀分署　〒328-0101　都賀町大柿1529
西方分署　〒322-0602　西方町金井293

	課名	係名	電話番号	主な取り扱い業務
消防本部	総務課	庶務係	23－3527	消防職員の人事、給与、服務、研修、安全衛生、公務災害補償、表彰、公印の保管、文書管理、広報広聴、統計、貸与品、消防団連絡調整など
		企画係	23－3527	消防事務の企画・調整、重要事務事業の進行管理、例規の制定・改廃、予算の総括管理、手数料の徴収　など
	予防課	予防係	22－0072	火災予防の対策、指導、普及、広報広聴、防火管理、表示公表、火災原因調査、罹災証明、消防統計、防火団体の育成指導　など
		危険物係	22－0072	危険物の規制、危険物製造所等の火災予防措置、指定数量未満の危険物・指定可燃物、消防活動阻害物質、立入検査、違反処理、危険物災害調査、液化石油ガス設備工事届の受理　など
		指導係	22－0072	建築物の確認同意、消防用設備等、防火対象物の立入検査・違反処理、指導　など
	警防課	警防係	22－0119	警防対策・消防計画、警防本部運用、警防活動統制、救助事務、消防相互応援、緊急消防援助隊、総合訓練、消防機器の整備・配置・管理・研究改善、安全運転、消防水利、水防　など
		救急管理係	22－0119	救急事務、救急医療情報、救急救命士要請・教育、病院前救護体制、救急資器材の整備・配置・管理　など
	通信指令第1課（消防署通信指令第1課兼務）	指令係	22－0119	消防通信の管理・運用、災害通報受付・出動指令、消防隊の統制・運用、非常招集・応援要請、通信施設の整備・維持、火災警報・消防信号、気象観測・気象通報、消防情報の収集伝達、通信技術の指導、防災行政無線　など
	通信指令第2課（消防署通信指令第2課兼務）	指令係	22－0119	消防通信の管理・運用、災害通報受付・出動指令、消防隊の統制・運用、非常招集・応援要請、通信施設の整備・維持、火災警報・消防信号、気象観測・気象通報、消防情報の収集伝達、通信技術の指導、防災行政無線　など
消防署	消防第1課	消防係	22－0119	署の公印・文書管理、施設・物品の維持管理、安全衛生、消防隊の編成、火災警戒防ぎょ、救助業務、消防機器の維持管理、諸届出、警防調査、警防計画、訓練演習、消防警備、消防水利の維持管理、水防、消防団連絡調整・指導　など

	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（消防署）	（消防第1課）	予防係	22－0119	立入検査･防火指導、火災原因調査、罹災証明、火災予防の諸届出、消防訓練の指導、消防広報　など
		救急係	22－0119	救急活動、救急資器材の維持管理、救急指導、救急搬送証明、救急統計　など
	消防第2課	消防係	22－0119	署の公印･文書管理、施設･物品の維持管理、安全衛生、消防隊の編成、火災警戒防ぎょ、救助業務、消防機器の維持管理、諸届出、警防調査、警防計画、訓練演習、消防警備、消防水利の維持管理、水防、消防団連絡調整･指導など
		予防係	22－0119	立入検査･防火指導、火災原因調査、罹災証明、火災予防の諸届出、消防訓練の指導、消防広報　など
		救急係	22－0119	救急活動、救急資器材の維持管理、救急指導、救急搬送証明、救急統計　など
	通信指令第1課（消防本部通信指令第１課兼務）	指令係	22－0119	消防通信の管理・運用、災害通報受付・出動指令、消防隊の統制・運用、非常招集・応援要請、通信施設の整備・維持、火災警報・消防信号、気象観測・気象通報、消防情報の収集伝達、通信技術の指導、防災行政無線　など
	通信指令第2課（消防本部通信指令第2課兼務）	指令係	22－0119	消防通信の管理・運用、災害通報受付・出動指令、消防隊の統制・運用、非常招集・応援要請、通信施設の整備・維持、火災警報・消防信号、気象観測・気象通報、消防情報の収集伝達、通信技術の指導、防災行政無線　など
	藤岡分署	第1係	62－3337	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設･消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
		第2係	62－3337	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設･消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など

	課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
（消防署）	大平分署	第1係	43－3500	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
		第2係	43－3500	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
	都賀分署	第1係	92－7084	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
		第2係	92－7084	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
	西方分署	第1係	92－2203	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など
		第2係	92－2203	火災その他の災害の警戒防ぎょ・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、罹災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導　など

各課からのお知らせ

合併に伴い変更となる行政サービスや窓口での手続きなど、西方地域のみなさまの暮らしに特に関わりの深いものについてお知らせします。

「問い合わせ」の見かた

本：市役所本庁の担当課　（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
西：西方総合支所の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
役：西方町役場の担当課　（合併前（平成23年9月30日まで）の問い合わせ先です）



①住民登録等

●自動交付機（住民票の写し・印鑑証明書）

内　　容	平成23年10月3日から合併後の栃木市の印鑑登録カードで、住民票の写し・印鑑証明書の自動交付機を利用することができるようになります。
利用するために必要な手続き	自動交付機を利用するためには、次の2つの手続きが必要です。 ①合併後の新しい印鑑登録カードの交付申請 ○合併前の西方町で印鑑登録をされている方 現在のカードと新しいカードを交換いたしますので、現在のカードと身分証明書を窓口にお持ちください。 なお、現在のカードを紛失等によりお持ちでない場合は、新規登録扱いとなります。 ○新たに印鑑登録される方 登録するご本人が「顔写真付きの公的な身分証明書」と「登録する印鑑」を窓口にお持ちください。 なお、登録できない印鑑がありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。 また、顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない方につきましても、次の問い合わせ先までお問い合わせください。 ②新しい印鑑登録カードへ暗証番号の設定 暗証番号の設定は、印鑑登録をしている本人のみ設定することができます。代理人にお願いすることはできません。 また、暗証番号を設定する際、本人確認を行いますので、運転免許証やパスポート、健康保険証等の公的な身分証明書をお持ちください。
設置場所及び利用日時	○栃木市役所 本庁舎 正面玄関 平　日　　：午前8時30分から午後9時まで 土・日曜日及び休日：午前8時30分から午後5時まで ○プラッツおおひら（大平総合支所北側） 開館日（月曜定休）の午前10時から午後9時まで
問い合わせ	本：市民生活課　☎21-2147　西：生活環境課　☎92-0306　役：住民課　☎92-0304

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●住民基本台帳カード・電子証明書の交付申請等の一時停止

内　　容	合併後の機器設定作業のため、次の業務が一時停止となります。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。
停止となる業務	住民基本台帳カードの申請と交付、電子証明書の発行、広域住民票の交付、住民基本台帳カードによる付記転出届、付記転入届による転入手続き
停止となる期間	平成23年10月1日から10月10日まで ※住民基本台帳カードの申請は平成23年9月1日から10月10日まで停止となります。
問い合わせ	本：市民生活課　☎21-2147　西：生活環境課　☎92-0306　役：住民課　☎92-0304

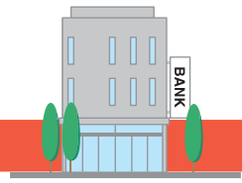
●住民登録等に関する証明等

手　数　料

項　　目	金　　額
住民票の写しの交付、住民票記載事項証明手数料	200円／通
戸籍の附票の写しの交付手数料	200円／通
住民基本台帳カードの交付手数料	500円／件 (65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は無料)
広域交付住民票の交付手数料	200円／通
身分証明書の交付手数料	200円／通
戸籍謄抄本の交付手数料	450円／通
除籍・改製原戸籍謄抄本の交付手数料	750円／通
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	350円／件
除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	450円／件
印鑑登録証の交付手数料	200円／通
印鑑登録証明書の交付手数料	200円／通
臨時運行の許可手数料	750円／両
改葬許可手数料	200円／件

問い合わせ　本：市民生活課　☎21-2147　西：生活環境課　☎92-0306　役：住民課　☎92-0304

②税金等



●個人住民税

税　　率	変更ありません。
納　　期	変更ありません。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2124　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303

●法人住民税

税　　率	変更ありません。
納　　期	変更ありません。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2124　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303

●固定資産税の納税通知書

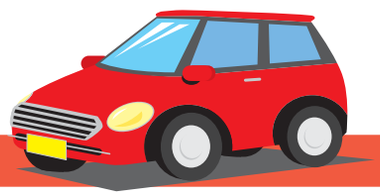
税　　率	変更ありません。
納　　期	変更ありません。
納税通知書	平成23年1月1日現在で、栃木市と西方町に、固定資産を所有している方は、栃木市と西方町から平成23年度固定資産税納税通知書が送付されている場合があります。 平成23年度については、栃木市及び西方町から送付された納税通知書で納付してください。 平成24年度からの納税通知書は、栃木市と西方町にある固定資産を合わせて1枚で発行します。
問い合わせ	本：資産税課　☎21-2127　西：地域まちづくり課　☎92-0305　役：税務課　☎92-0303



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●都市計画税

内　　容	現在の栃木市では、栃木地域、大平地域の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税されていますが、合併後の西方地域については、合併時は課税されません。ただし、平成27年3月までに再編することとなっています。
問い合わせ	本：資産税課　☎21-2127　西：地域まちづくり課　☎92-0305　役：税務課　☎92-0303



●軽自動車税

税　　額	変更ありません。
納　　期	変更ありません。
ナンバープレート	現在ご利用のナンバープレートは、そのままご利用いただけます。 合併前の西方町から送付されている軽自動車税納税証明書（継続検査用）は有効期限の平成24年5月30日まで、使用できます。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2121　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303

●国民健康保険税

税　　率	平成23年度は変更ありません。平成24年度からは市内全域で税率を統一します。
納　　期	変更ありません。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2123　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●介護保険料

保険料	平成23年度は変更ありません。平成24年度からは市内全域で料率を統一します。
納期	変更ありません。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2123　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303



●後期高齢者医療保険料

保険料	変更ありません。
納期	変更ありません。
問い合わせ	本：市民税課　☎21-2123　西：地域まちづくり課　☎92-0304　役：税務課　☎92-0303



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●平成23年度栃木市の税等の納期一覧

（　　）は納期限日・口座振替日です。

月	個人市県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料		固定資産税 都市計画税	軽自動車税
	（普通徴収）	（年金徴収）	（普通徴収）	（年金徴収）		
4月		4月 仮徴収		4月 仮徴収		
5月					1期 （5月31日）	全期 （5月31日）
6月	1期 （6月30日）	6月 仮徴収		6月 仮徴収		
7月			1期 （8月1日）		2期 （8月1日）	
8月	2期 （8月31日）	8月 仮徴収	2期 （8月31日）	8月 仮徴収		
9月			3期 （9月30日）		3期 （9月30日）	
10月	3期 （10月31日）	10月 本徴収	4期 （10月31日）	10月 本徴収		
11月			5期 （11月30日）		4期 （11月30日）	
12月	4期 （1月4日）	12月 本徴収	6期 （1月4日）	12月 本徴収		
1月			7期 （1月31日）			
2月		2月 本徴収	8期 （2月29日）	2月 本徴収		
3月			9期（随時） （4月2日）			

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●税に関する証明等

内　　容

市税の証明・閲覧申請書の様式が変更になります。また、申請の際に、本人が確認できる身分証明書（運転免許証、保険証等）が必要となります。

手　数　料

項　　目	金　　額
所得に関する証明	200円／件
納税に関する証明	200円／件
営業（所在）の証明	200円／件
土地及び家屋に関する評価、公課及び所有証明	200円／件 （土地５筆又は家屋５棟。また、１枚増すごとに100円を加算。）
住宅用家屋証明	1,300円／件
地籍図写の証明	A3版　200円／件
課税台帳、土地台帳閲覧	200円／冊

●その他

○督促手数料は100円になります。
○軽自動車税は平成24年度からコンビニでお支払いいただくことが可能になります。
（納期限内に限る）。
○口座振替をご利用の方は、合併に伴い改めて手続きは必要ありません。
○現在、西方町から送付されている納税通知書は、合併後もご利用いただけます。



③暮らしと環境



●自治会

内　　容

自治会の組織及び区域は、合併後も当面は変更ありません。

問い合わせ　本:地域まちづくり課　☎21-2247　西:地域まちづくり課　☎92-0301　役:総務課　☎92-0300

●家庭のごみ収集

内　　容

指定ごみ袋、分別のルール、収集頻度などは変更ありません。

なお、粗大ごみの個別収集に関する手数料に一部変更と収集申込みについて、次のとおりご注意いただく点があります。

また、具体的な収集日や分別のルールは、広報折込み等で配布される「ごみの分別表」や「収集カレンダー」でご確認ください。

粗大ごみ収集までの流れ

①事前申込み

○西方総合支所生活環境課に収集の手数料を添えて申し込みます。

※申込窓口は、地域ごとに各総合支所となります。

○手数料納入済証（シール）を受け取ります。

②ごみ出し

○粗大ごみに①で申込みの際に受け取った「シール」を添付します。

○収集日には、収集に支障のない場所に出します。

※収集日は地域ごとに異なります。

粗大ごみ収集の手数料

分類			金額
容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの（自転車・いすなど）			500円
容量及び重量が標準的なもの（ステレオ、机、家具など）			1,000円
容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの（ベッド、大型家具など）			3,000円
容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの（応接セット、ダブルベッドなど）			4,000円
家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器 ※申し込みの際に家電リサイクル券が必要になります。	テレビ	16インチ未満	1,000円
		16インチ以上	2,000円
		32インチ以上	3,000円
	洗濯機・乾燥機		2,000円
	冷蔵庫及び冷凍庫	151ℓ未満	2,000円
		151ℓ以上	3,000円
		300ℓ以上	4,000円
	エアコン		3,000円

問い合わせ　本:環境課　☎21-2603　西:生活環境課　☎92-0308　役:保健福祉課　☎92-0306

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●動物

動物に関する手数料

項　目	金　額
犬の登録手数料	3,000円
犬の鑑札の再交付手数料	1,600円
狂犬病予防注射済票の交付手数料	550円
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	340円
動物の死体処理手数料	1,000円／体

問い合わせ　本：環境課　☎21-2601　西：生活環境課　☎92-0308　役：保健福祉課　☎92-0315

●斎場

○栃木市斎場　【所在地】平井町338

利用料金

火葬場の使用料が無料になるなど一部取扱いに変更があります。

主な種別		単位等	栃木市民の使用料
火葬場	大　人	1体	無　料
	小　人	1体	無　料
待合室	和　室	1室（2時間以内）	3,000円
霊きゅう車		往路1回	4,500円
		復路1回	1,500円

○鹿沼市斎場　【所在地】鹿沼市富岡100-7

利用料金

主な種別		単位等	栃木市民の使用料
火葬場	大　人	1体	15,000円
	小　人	1体	10,000円
待合室	大	1室	9,000円
	小	1室	6,000円
霊安室		1日	3,000円

※ただし、利用時間に制限があります。ご注意下さい。
※火葬許可証のみの発行となりますので、斎場の予約・申請は、直接鹿沼市で手続きをお願いします。

問い合わせ　本：環境課　☎21-2603　西：生活環境課　☎92-0308　役：住民課　☎92-0304

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●消費生活センター

内　　容	消費生活センターでは、住民の皆さまからの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんを行っています。来所や電話による相談に専門の相談員が対応します。
業務の概要	**○自主交渉の助言** 「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」 期間内であればクーリングオフの方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。 **○あっせん** 「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」 クーリングオフ期間が過ぎてもあきらめないでください。契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどを行うこともあります。適切な解決法を探して、相談員は努力をいたします。 **○情報提供** 消費者からの問合せに対し情報提供を行います。また、あっせんが不調に終わった場合は、法律相談や調停などの他の解決手段について情報を提供します。 ※クーリングオフとは、訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる制度です。
相談するときは	次の項目について、事前にメモしておくと便利です。 ・契約したのはいつですか？ ・何を契約しましたか？ ・いくらですか？ ・どこから買いましたか？ ・どんなふうに勧誘されましたか？
開設時間	月曜日から金曜日まで　午前９時から午後４時まで
所在地	日ノ出町14-36市民会館３階
問い合わせ	本:市民生活課（消費生活センター）　☎23-8899　西:生活環境課　☎92-0308　役:産業振興課　☎92-0316



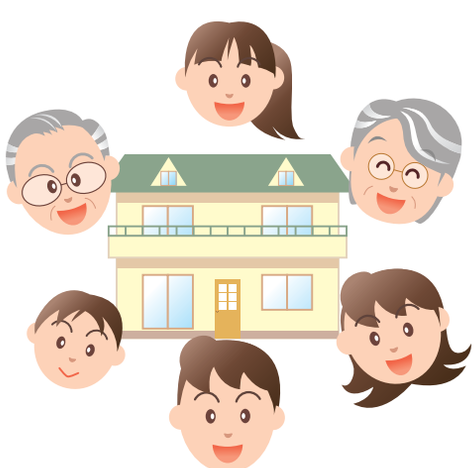
本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●無料法律相談

内　　容	栃木市では、本庁舎や総合支所を会場に弁護士による無料法律相談を実施しています。 なお、お住まいの地域に関わらず、いずれの会場でも相談いただくことができます。実施日別にお知らせいたしますので、事前にご予約の上、ご利用ください。
実　施　日	**○毎月の第２・第４金曜日** 会　場：栃木市役所本庁舎 時　間：午前10時から午後０時まで 申　込：本庁市民生活課　☎21-2144 **○奇数月の第３木曜日** 会　場：大平隣保館 時　間：午前10時から午後０時まで 申　込：大平隣保館　☎43-6611 **○偶数月の第３火曜日** 会　場：藤岡公民館 時　間：午前10時から午後０時まで 申　込：藤岡総合支所市民生活課　☎62-0903 ○このほか、市役所本庁舎１階に専門の相談員が困りごとの相談を電話、面談にて受け付けている「市民相談室」があります。（受付　午前８時30分から午後５時15分まで　土・日曜日・祝日除く）
問い合わせ	本：市民生活課　☎21-2145　西：生活環境課　☎92-0308　役：総務課　☎92-0300

●市営住宅への入居

内　　容	市営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のために建設された住宅です。入居募集については、「広報とちぎ」または栃木市ホームページでお知らせします。 入居には資格・条件がありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。
問い合わせ	本：施設管理課　☎21-2623　西：※窓口はありません　役：※窓口はありません



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●農業委員会

内　　容

　合併前の西方町農業委員会は、合併後、栃木市農業委員会に統合され、本庁に1つとなります。
　西方地域の選挙による農業委員の定数は、２人となります。また、団体推薦による農業委員は、上都賀農業協同組合1人、上都賀地方農業共済組合1人が加わります。

主な事務

①農地の売買・貸し借り
　農地の売買（所有権移転）、貸し借り（賃借権その他の使用収益権）をする場合は、農地法第３条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。
②農地の転用
　農地を農地以外のもの（住宅・工場・資材置き場・駐車場などの用地）にする場合は、農業委員会の農地転用許可が必要です。
③農業者年金
　農業者は、基本的には国民年金に加入していますが、その割増分として農業者年金制度があり、多くの方がこの制度に加入し、また、年金を受給しています。

農業委員会関係証明手数料

項　目	金　額
農業委員会関係証明手数料	200円／通

そ の 他

　西方総合支所では、証明等の一部のみを受け付けします。

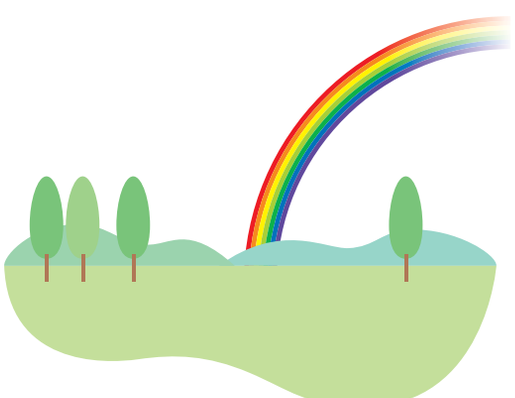
問い合わせ　本：農業委員会事務局　☎21-2526　西：産業建設課　☎92-0313　役：産業振興課　☎92-0307

●その他の手数料

手　数　料

項　目	金　額
市道等に係る証明（閲覧）手数料	200円／通

問い合わせ　本：維持管理課　☎21-2636　西：産業建設課　☎92-0314　役：建設水道課　☎92-0308



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課



④水道・下水道

●水道料金・水道加入金

料　　金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編していきます。
支　　払	変更ありません。

●下水道使用料・受益者負担金

料　　金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編していきます。
支　　払	変更ありません。

●農業集落排水施設使用料・受益者分担金

料　　金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編していきます。
支　　払	変更ありません。

●その他

○受益者負担金・分担金の督促手数料は100円になります。
○上下水道工事店に関して、申込みに関する手数料及び手続きについては、変更となるものがありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。
○農業集落排水施設使用料・受益者分担金は、下水道使用料・受益者負担金の取扱いと同様です。

問い合わせ	本：水 道 課（上水道に関すること）　☎25-2100 下水道課（下水道、農業集落排水に関すること）☎20-5711 西：北部水道事務所（上水道に関すること）　☎92-0317 ※下水道、農業集落排水に関することの窓口はありません 役：建設水道課　☎92-0310

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課



⑤ 子育て

●保育園保育料

保育料（月額）

平成23年度は現行のとおりで、平成24年度から統一され、次のとおりになります。（単位：円）

該年度４月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）		
階層区分	定　　義		３歳未満児	３歳児	４歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0
2	第1階層及び第4～第9階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	1,800	1,800
3		市町村民税課税世帯	10,200	8,400	8,400
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	18,600	16,800	16,800
5		40,000円以上70,000円未満	31,200	25,800	24,600
6		70,000円以上103,000円未満	36,000	27,000	25,800
7		103,000円以上15,3000円未満	42,600	30,000	27,000
8		153,000円以上413,000円未満	48,000	33,000	29,400
9		413,000円以上	57,000	39,000	33,000

特別保育の料金

平成23年度は現行のとおりで、平成24年度から統一され、次のとおりになります。

区　　分		金　　額
延長保育料（公立）		200円／日 ※上限月額2,500円
休日保育料		2,000円／月
病後児保育料		2,000円／日
一時保育料（公立）	３歳未満	2,000円／日
	３歳以上	1,500円／日

保育料の見直しにより変更になる場合があります。

第３子以降の未就学児

平成24年度から第３子以降の未就学児の保育料は無料になります（特別保育は除く）。

問い合わせ　本：こども課　☎21-2518　西：健康福祉課　☎92-0312　役：保健福祉課　☎92-0306

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●幼稚園保育料

保育料（月額）

保育料の変更はありません。月額9,000円になります。

預かり保育

変更はありません。

保育形態	1時間当たりの額
開園日	150円
夏季休業日、冬期休業日、学年末及び学年始休業日	100円

問い合わせ　西：教育支所　☎92-0315　なかよしこども園　☎92-2900　役：学校教育課　☎92-0313



●赤ちゃん誕生祝金

対象者

平成23年10月1日以降に生まれた赤ちゃん
第二子　10,000円
第三子以降　20,000円

問い合わせ　本：こども課　☎21-2511,2512　西：健康福祉課　☎92-0312　役：保健福祉課　☎92-0306

●チャイルドシート購入費助成

対象

平成23年10月1日以降に購入したチャイルドシート
0歳から6歳未満の児童1人につき1台
購入費の1／2を助成（限度額5,000円）

問い合わせ　本：こども課　☎21-2511,2512　西：健康福祉課　☎92-0312　役：保健福祉課　☎92-0306



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●こども医療費助成

対象者	中学３年生まで。
自己負担	なし。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
その他	平成23年９月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課　☎21-2153　西：生活環境課　☎92-0307　役：保健福祉課　☎92-0315

●ひとり親家庭医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
その他	平成23年９月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課　☎21-2153　西：生活環境課　☎92-0307　役：保健福祉課　☎92-0306

●市立小中学校

通学区域	変更はありません。ただし、栃木市との境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえて弾力的に対応しますので、次の問い合わせ先にご相談ください。
問い合わせ	本：教育総務課　☎21-2711　西：教育支所　☎92-0315　役：学校教育課　☎92-0313



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課



⑥ 高齢者

●介護保険

介護保険被保険者証	合併時の住所変更等に伴う取扱いは、平成23年9月中に新しい住所の被保険者証を郵送しますので、10月1日からは、新しいものをお使いください。
介護保険の認定申請や相談	本庁、各総合支所で申請や相談を行うことができますので、変更ありません。
問い合わせ	本：介護保険課　☎21-2531　西：健康福祉課　☎92-0310　役：保健福祉課　☎92-0306





本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課



⑦ 社会福祉

●重度心身障がい者医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
その他	平成23年9月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課　☎21-2153　西：生活環境課　☎92-0307　役：保健福祉課　☎92-0306

●障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）

内容	すでに、障がい者手帳をお持ちの方の手帳には、「西方町～」の住所が記載されております。「栃木市西方町～」の住所の変更は、障がい福祉サービス手続等の際に、順次、書きかえてまいります。 早めの変更をご希望の方は、手帳を持参の上、西方総合支所（合併前の西方町役場）へお越しください。
問い合わせ	本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306

●障がい福祉サービス受給者証

内容	すでに、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。 しかし、受給者番号が変更になりますので、受給者番号の記載がされているページのシールを郵送します。お持ちの受給者証の1ページ目にシールをはってください。
問い合わせ	本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306



●自立支援医療受給者証（更生医療）

内　　容

　すでに、身体障がい者で自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。
　しかし、受給者番号が変更になりますので、新しい受給者証を郵送します。

問い合わせ　本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306

●福祉タクシー料金助成

内　　容

助成対象となる方や助成額が次のとおり変更になります。
10月から申請手続きの受付を行います。
（助成対象者）①身体障がい者手帳1級及び2級の方。
②療育手帳A1及びA2の方。
③精神障がい者保健福祉手帳1級の方。
④年齢が65歳以上80歳未満で月4回以上通院し、タクシーの利用が必要な方。
⑤年齢が80歳以上で月1回以上通院し、タクシーの利用が必要な方。
（助成額）福祉タクシー券1枚につき500円

問い合わせ　本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0310　役：保健福祉課　☎92-0306

●重度心身障がい児扶養手当

内　　容

　重度障がい児の保護者の方に児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、手当を支給します。
　新たな制度になるため、10月から申請手続きの受付を行います。
（助成対象者）①身体障がい者手帳1級及び2級の児童の保護者。
②療育手帳A1及びA2の児童の保護者。
③上記と同等の障がいと判定された児童の保護者。
（支給額及び支給月）　月額3,000円（9月及び3月に支給）

問い合わせ　本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306

●特定疾患者介護手当

内　　容	現在の特定疾患患者療養見舞金の支給額や支給月が、次のとおり変更になります。なお、支給対象の方は同じです。 10月から申請手続きの受付を行います。 （支給額及び支給月）　月額3,000円（4月及び10月に支給）
問い合わせ	本：社会福祉課　☎21-2424　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306

●社会福祉協議会

内　　容	合併前の西方町社会福祉協議会は、平成23年10月1日に栃木市社会福祉協議会と合併し、「栃木市社会福祉協議会」となります。西方町社会福祉協議会は西方支所となり、現在の事務所の場所に引続き設置されます。
問い合わせ	本：社会福祉課　☎21-2501　西：健康福祉課　☎92-0309　役：保健福祉課　☎92-0306



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

⑧保健

●各種健（検）診

内　　容	集団健（検）診等は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間は、西方地域にお住まいの方は合併前の西方町の方法により、栃木地域、大平地域、藤岡地域、都賀地域にお住まいの方は合併前の栃木市の方法により実施いたします。なお、平成24年4月1日からは統一した実施方法により行います。 今後、広報等により詳細についてお知らせいたします。
問い合わせ	本：健康増進課　☎25-3511　西：健康福祉課　☎92-0311　役：保健福祉課　☎92-0315
	国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査についての問い合わせ 本：保険医療課　☎21-2151　西：生活環境課　☎92-0307　役：保健福祉課　☎92-0315

●予防接種

内　　容	予防接種は、平成23年10月1日から西方地域にお住まいの方は、栃木市の方法により実施いたします。 なお、栃木市外の医療機関（鹿沼市を含む）で接種を受けた場合は償還払いとなります。（接種料金を医療機関で支払った後、西方総合支所健康福祉課に申請してください。）
問い合わせ	本：健康増進課　☎25-3511　西：健康福祉課　☎92-0311　役：保健福祉課　☎92-0315

●妊産婦医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
その他	平成23年9月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課　☎21-2153　西：生活環境課　☎92-0307　役：保健福祉課　☎92-0306



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

⑨ 広報・広聴



●広報紙の発行・配布

内　　容	栃木市の広報紙の名称、発行回数等は次のとおりになります。なお、配布方法については、合併前と同様に自治会のご協力をいただき配布します。
名　　称	広報とちぎ
発行回数	毎月1回
発 行 日	毎月20日（20日が土・日曜日、祝日の場合は、直前の平日）
掲載内容	各種行政サービス・各種イベント・予算決算等の行政情報など。
配布方法	自治会の協力による配布（合併前と同様の方法）
そ の 他	合併前の広報にしかたは、9月号（9月1日発行）が最終号となります。広報とちぎは、10月号（9月20日発行）から配布になります。
問い合わせ	本：秘書広報課　☎21-2224　西：地域まちづくり課　☎92-0300　役：総務課　☎92-0300

●公式ホームページ

内　　容	市の施策をはじめ、イベントや講座の案内などの市政情報を提供します。
アドレス	http://www.city.tochigi.lg.jp
そ の 他	合併前の西方町公式ホームページ（アドレス　http://www.town.nishikata.tochigi.jp）は平成23年9月30日をもって閉鎖し、10月1日以降は閲覧できませんのでご注意ください。
問い合わせ	本：秘書広報課　☎21-2224　西：地域まちづくり課　☎92-0300　役：企画課　☎92-0301



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課



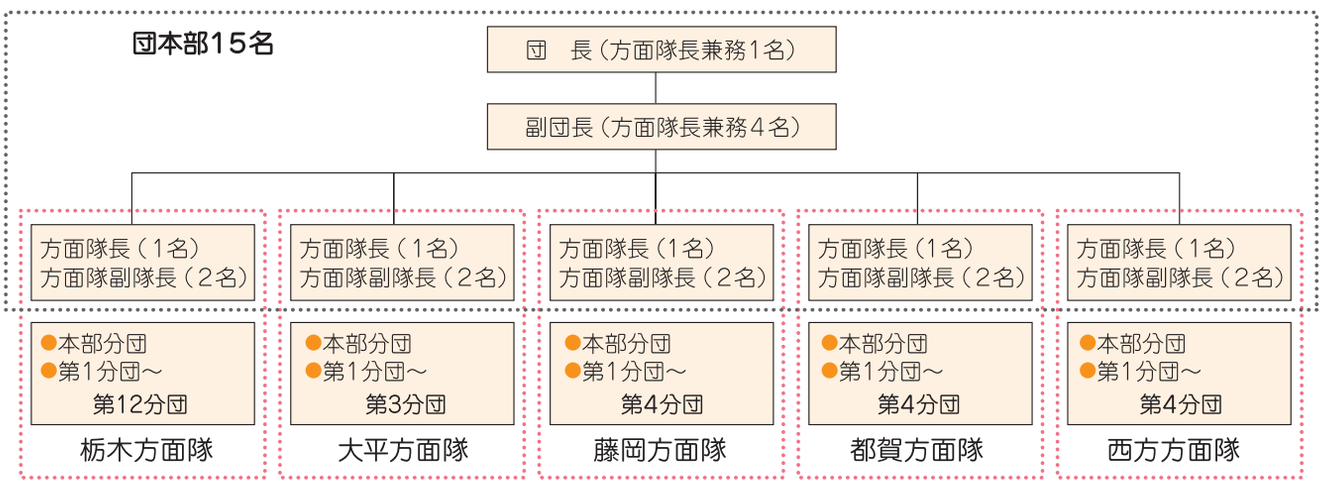
⑩ 消防・救急・急病診療

●消防団

内　　容

　栃木市消防団は、現在、栃木方面隊、大平方面隊、藤岡方面隊、都賀方面隊の４つの方面隊で構成されています。
　合併前の西方町消防団は、平成23年10月1日から栃木市消防団に統合され、西方方面隊になります。
　各方面隊の消防分団及び部は、方面隊ごとの一連の番号とし「栃木市消防団○○方面隊第○○分団第○部」となります。
　なお、消防団員の定数は、栃木市と合併前の西方町の定数を維持し、合計で1,056名です。

栃木市消防団組織図



問い合わせ　本：消防防災課　☎21-2704　西：地域まちづくり課　☎92-0301　役：総務課　☎92-0300

●休日夜間急患診療

内　　容

　休日・夜間急患診療所では日曜日、祝日及び年末年始の昼間、夜間に入院を必要としない軽度の救急患者を診療します。

診療科目

　内科・小児科

診療時間

●休日昼間
日曜日・祝日・年末年始
午前10時から午後0時（受付は午前11時30分まで）
午後1時から午後5時（受付は午後4時30分まで）

●夜間
日曜日・祝日・年末年始・平日（月・水・金曜日）
午後7時から午後10時（受付は午後9時30分まで）

場所・連絡先

　鹿沼市坂田山2－170　鹿沼市民文化センター内　☎0289-65-2101

問い合わせ　本：健康増進課　☎25-3511　西：健康福祉課　☎92-0311　役：保健福祉課　☎92-0315

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

●休日急患歯科診療

内　　容	休日急患歯科診療所では日曜日、祝日及び年末年始の昼間、歯科の救急患者を診療します。
診療科目	歯科
診療時間	日曜日・祝日・年末年始 午前10時から午後0時（受付は午前11時30分まで） 午後1時から午後5時（受付は午後4時30分まで）
場所・連絡先	鹿沼市坂田山2‐170　鹿沼市民文化センター内　☎0289-65-2101
問い合わせ	本：健康増進課　☎25-3511　西：健康福祉課　☎92-0311　役：保健福祉課　☎92-0315

●休日の外科系救急当番医（一次救急外科）

内　　容	日曜日、祝日及び年末年始の昼間、入院を必要としない軽度の外科系救急患者を診療します。
診療時間	日曜日・祝日・年末年始　午前9時から午後5時まで
場所・連絡先	毎月の広報でお知らせいたします。
問い合わせ	本：健康増進課　☎25-3511　西：健康福祉課　☎92-0311　役：保健福祉課　☎92-0315



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

消防・し尿の業務

栃木市と西方町とで栃木地区広域行政事務組合で共同処理を行っている業務のうち、次のものが今回の合併により栃木市で行うこととなります。

〇消防に関すること
〇液化石油ガス設備工事届の受理に関すること
〇し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること

なお、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関することについては、引き継ぎ栃木地区広域行政事務組合で業務を行います。

●消防・液化石油ガス設備工事届の受理

【施設の名称】

消防本部と消防署は次のとおり変更になります。

合　併　前	合　併　後
栃木地区広域行政事務組合消防本部	栃木市消防本部
栃木地区広域行政事務組合栃木消防署	栃木市消防署
栃木地区広域行政事務組合栃木消防署藤岡分署	栃木市消防署藤岡分署
栃木地区広域行政事務組合栃木消防署大平分署	栃木市消防署大平分署
栃木地区広域行政事務組合栃木消防署都賀分署	栃木市消防署都賀分署
栃木地区広域行政事務組合栃木消防署西方分署	栃木市消防署西方分署

【119番通報】

119番通報の方法は今までと変更ありません。

【主な取扱い業務】

「市役所・総合支所・消防本部・消防署のご案内」の「主な取り扱い業務」（34ページ）をご覧ください。

【問い合わせ】

本：消防本部（代）　☎22-0119　西：※窓口はありません
役：総務課　☎92-0300

●し尿処理

【施設の名称】

次のとおり変更になります。

合　併　前	合　併　後
栃木地区広域行政事務組合衛生センター	栃木市衛生センター

【し尿の収集】

今までと変更ありません。

【問い合わせ】

本：環境課　☎21-2603　西：生活環境課　☎92-0308
役：保健福祉課　☎92-0306

地域自治制度



●地域自治区

地域の多様なニーズを十分に把握し、住民、地域、団体、行政など多様な主体の協働によるまちづくりを推進するために、新たなまちづくりの制度として、西方地域に地域自治区を設置します。

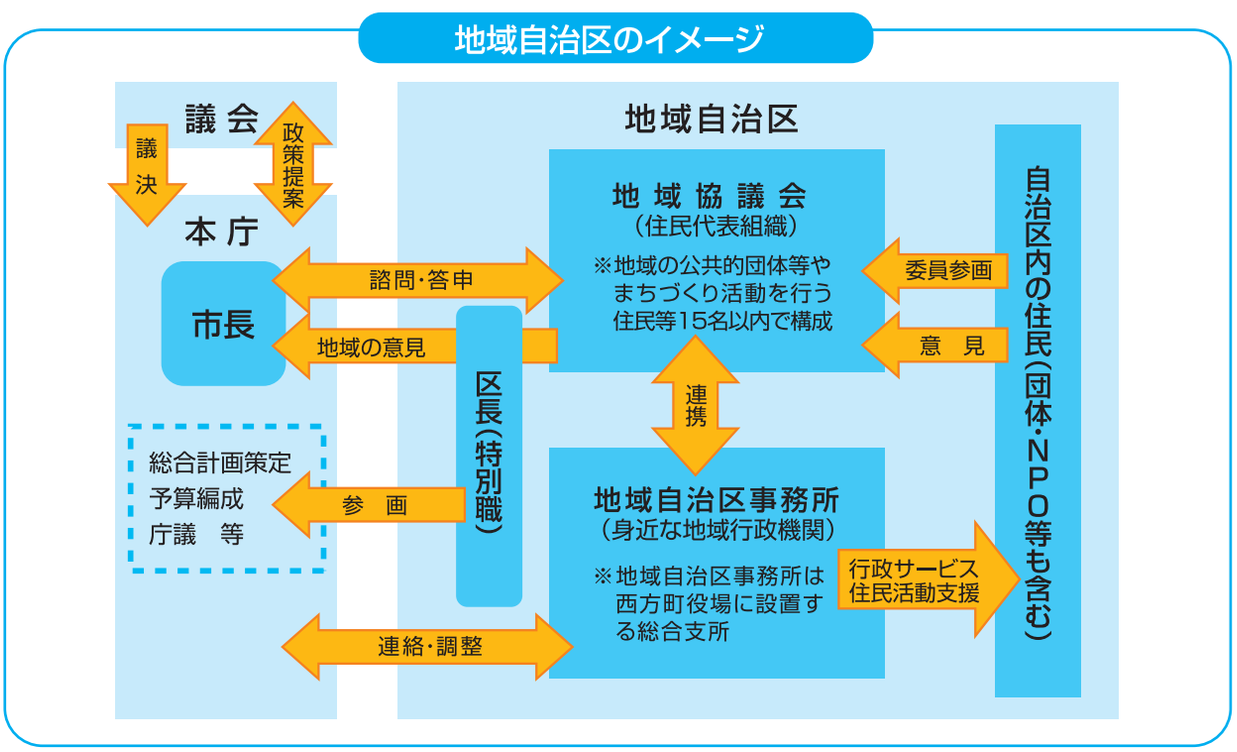
地域自治区の名称、区域及び設置期間

名　　称	区　　域	設　置　期　間
西　方　町	合併前の西方町の区域	平成23年10月1日～平成27年3月31日

地域自治区は、地域を良く知る住民代表からなる「地域協議会」、身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所（総合支所）」、地域の代表・調整役となる「区長」で構成されます。

この３者が互いに連携しながら、地域の意見を新市の行政に反映したり、地域の住民や各種団体とともにまちづくりを進めたりしていくことになります。

なお、現在の栃木市では、平成22年3月29日から大平地域・藤岡地域・都賀地域に地域自治区を設置しています。



●地域協議会

【役割】

地域協議会は、次の①～③のことについて、市長や市の機関から意見を求められたもの、または地域協議会が必要と認めるものについて、審議し、市長などに意見を述べることができます。

①地域自治区事務所が担当する事務（地域のまちづくりなど）に関すること

②市が行う地域自治区の区域に係る事務に関すること

③市が事務を行う際の、地域自治区の住民との連携強化に関すること

また、市長は、地域自治区の区域内の次の①～⑥のことについて、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

①新市まちづくり計画の変更に関すること

②新市の基本構想の策定及び変更に関すること

③各種計画の策定及び変更に関すること
④合併協定項目の調整等の状況に関すること
⑤重要な予算に関すること
⑥地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関すること
市長や市の機関は、地域協議会からの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。

【任期】
2年（合併時は、市長が選任した日から平成25年3月31日まで）

【選任】
委員は、西方地域に住所がある方で、西方地域内の公共的団体等が推薦する方、学識経験者、公募に応じた方などから市長が選任します。

●地域自治区の事務所（総合支所）

西方総合支所は地域自治区の事務所を兼ねて、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行います。

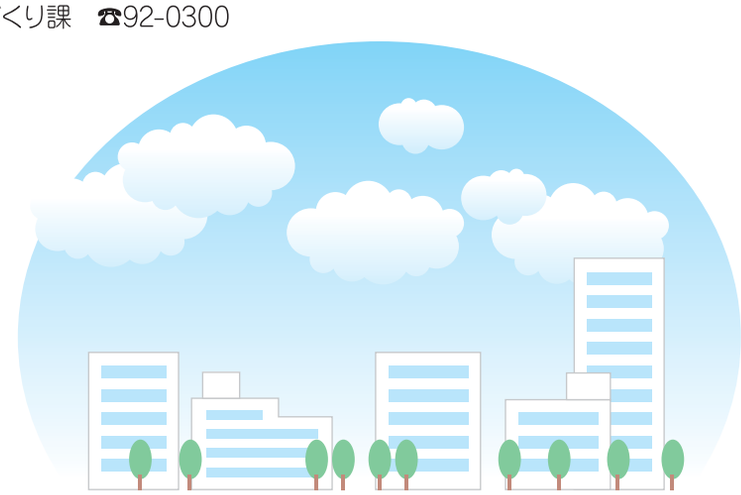
●区長

【役割】
地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かして、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝えるなど、地域と行政の相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。
また、市の特別職として、地域の重要案件や総合計画の策定について審議する会議等へ出席することで、行政内部において、地域の実情や意見を市政に反映させていくことができます。

【任期】
2年（合併時は、市長が選任した日から平成24年3月31日まで）

【選任・身分】
地域の行政運営に精通していることを条件として、地域協議会の意見を聴いた上で市長が選任する非常勤の特別職です。

【問い合わせ】
本：地域まちづくり課　☎21-2247　西：地域まちづくり課　☎92-0300
役：企画課　☎92-0301



本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

公共施設などの名称変更

合併に伴い、公共施設などの名称が次のとおり変更となります。

なお、栃木市全体の主な公共施設などについては「主な公共施設」（65ページ）、「市立小中学校」（71ページ）をご覧ください。

●公共施設

施設区分	合併前の名称	合併後の名称
庁舎	西方町役場	栃木市役所西方総合支所
	西方町役場真名子出張所	栃木市役所真名子出張所
消防・救急	栃木地区広域行政事務組合 栃木消防署西方分署	栃木市消防署西方分署
高齢者福祉施設	西方町ふれあいプラザ	栃木市西方ふれあいプラザ
	さくらホーム	栃木市西方さくらホーム
保健福祉施設	西方町保健センター	栃木市西方保健センター
保育園	認定西方なかよしこども園	栃木市認定西方なかよしこども園
	西方町立西方保育園	栃木市西方保育園
	西方町立西方幼稚園	栃木市立西方幼稚園
子育て支援	西方町地域子育て支援センター	栃木市地域子育て支援センターにしかた
観光集客施設	西方町道の駅にしかた	道の駅にしかた
公園	西方総合公園	西方総合公園
	八百比丘尼公園	八百比丘尼公園
体育施設	西方町総合文化体育館	栃木市西方総合文化体育館
	西方町桜グランド	栃木市西方桜グラウンド
	西方町北グランド	栃木市西方北グラウンド
	西方町南グランド	栃木市西方南グラウンド
	西方町真名子地区運動広場	栃木市真名子運動広場
コミュニティ施設	西方町南部地区コミュニティセンター	栃木市西方南部地区コミュニティセンター
公民館	西方町中央公民館	栃木市西方公民館
農産物加工所	西方農産物加工所	栃木市西方農産加工所
	真名子農産物加工所	栃木市真名子農産加工所
その他	真名子夢ホール	栃木市真名子夢ホール
	西方町農村婦人の家	栃木市西方農村婦人の家

●公立小中学校

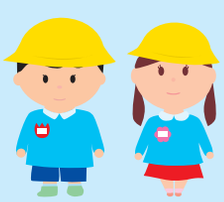
施設区分	合併前の名称	合併後の名称
小学校	西方町立西方小学校	栃木市立西方小学校
	西方町立真名子小学校	栃木市立真名子小学校
中学校	西方町立西方中学校	栃木市立西方中学校

主な公共施設

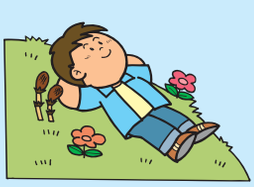
合併後の主な公共施設についてご案内します。
合併後は、お住まいの地域に関わらず、全ての公共施設が利用可能になります。
また、市役所や総合支所等の行政の窓口では、住民票の交付や各種申請の受付など概ね同様の事務を取り扱っておりますので、勤務先や買い物先近くの窓口を利用できるなど利便性が向上します。
栃木市には多くの観光施設や公園などがありますので、この機会にぜひお出かけください。
なお、西方地域の施設名称は合併後の名称となっています。

施設区分	地域	施設名称	電話番号
庁舎	栃木	栃木市役所	「市役所・総合支所・消防本部・消防署のご案内」の「主な取り扱い業務」（24ページ）をご覧ください。
	大平	栃木市役所大平総合支所	
	藤岡	栃木市役所藤岡総合支所	
	都賀	栃木市役所都賀総合支所	
	西方	栃木市役所西方総合支所	
	栃木	栃木市役所寺尾支所	31-0002
	栃木	栃木市役所国府支所	27-3002
	栃木	栃木市役所大宮出張所	27-0037
	栃木	栃木市役所皆川出張所	22-1812
	栃木	栃木市役所吹上出張所	31-1792
	藤岡	栃木市役所部屋出張所	67-2002
	西方	栃木市役所真名子出張所	92-7004
	栃木	栃木市役所水道庁舎	
		水道課	25-2100
		下水道課	20-5711
消防・救急	栃木	栃木市消防本部	22-0119
	栃木	栃木市消防署	22-0119
	藤岡	栃木市消防署藤岡分署	62-3337
	大平	栃木市消防署大平分署	43-3500
	都賀	栃木市消防署都賀分署	92-7084
	西方	栃木市消防署西方分署	92-2203
衛生センター	栃木	栃木市衛生センター	22-2845
複合施設	栃木	栃木市市民会館	24-0351
	栃木	とちぎ西部生きがいセンター	22-0333
	藤岡	栃木市藤岡遊水池会館	62-5983
高齢者福祉施設	栃木	栃木市老人福祉センター長寿園	22-0333
	栃木	栃木市老人福祉センター泉寿園	27-3818
	栃木	栃木市老人福祉センター福寿園	31-3666
	大平	栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	45-1726
	藤岡	栃木市藤岡高齢者生きがいセンター	62-1534
	都賀	栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘	92-0299
	都賀	栃木市都賀老人憩いの家白寿荘	27-7772
	都賀	栃木市都賀老人在宅介護支援センター	92-0299
	西方	栃木市西方ふれあいプラザ	92-0800
	西方	栃木市西方さくらホーム	92-0618

施設区分	地域	施設名称	電話番号
保健福祉施設	栃木	栃木市栃木保健福祉センター	25-3511
	大平	栃木市大平健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）	45-2601
	大平	栃木市大平地域福祉センター（ふるさとふれあい館）	43-0294
	藤岡	栃木市藤岡保健福祉センター	10月開館予定
	藤岡	栃木市渡良瀬の里	62-1635
	都賀	栃木市都賀保健センター	27-4811
	都賀	あいあいプラザ	28-0668
	西方	栃木市西方保健センター	92-0311
障害者地域活動支援センター	大平	栃木市大平地域活動支援センター（ほほえみ館）	43-0055
	藤岡	栃木市藤岡地域活動支援センター	62-1660
	都賀	栃木市都賀地域活動支援センター	28-0252
保育園	栃木	栃木市いまいずみ保育園	22-1022
	栃木	栃木市いりふね保育園	22-2483
	栃木	栃木市おおつか保育園	27-5343
	栃木	栃木市はこのもり保育園	23-4827
	栃木	栃木市そのべ保育園	24-6245
	栃木	栃木市ぬまわだ保育園	24-8522
	大平	栃木市大平西保育園	43-2545
	大平	栃木市大平南第1保育園	43-2704
	大平	栃木市大平南第2保育園	43-7232
	大平	栃木市大平東保育園	43-5192
	藤岡	栃木市三鴨保育園	62-2850
	藤岡	栃木市赤麻保育園	62-3192
	藤岡	栃木市部屋保育園	67-2150
	藤岡	栃木市藤岡保育園	62-3749
	都賀	栃木市都賀よつば保育園	29-1234
	西方	栃木市認定西方なかよしこども園 栃木市西方保育園 栃木市立西方幼稚園	92-2900
児童館・子育て支援	栃木	栃木市はこのもり児童センター	24-4034
	栃木	栃木市いまいずみ児童館	27-5322
	栃木	栃木市そのべ児童館	20-6231
	大平	栃木市大平児童館	43-2350
	大平	栃木市大平みなみ児童館	43-9880
	栃木	栃木市ファミリー・サポート・センター	25-1040
	大平	栃木市ファミリー・サポート・センターおおひら	43-1134
	大平	栃木市大平子どもセンター	43-2353
	栃木	栃木市地域子育て支援センター	23-2470



施設区分	地域	施設名称	電話番号
（児童館・子育て支援）	大平	栃木市地域子育て支援センターおおひら	43-1134
	藤岡	栃木市地域子育て支援センターふじおか	10月開館予定
	都賀	栃木市地域子育て支援センターつが	27-2122
	西方	栃木市地域子育て支援センターにしかた	92-2900
観光集客施設	栃木	とちぎ山車会館	25-3100
	栃木	とちぎ蔵の街観光館	25-0560
	栃木	栃木市出流ふれあいの森	31-0810
	大平	かかしの里	43-8288
	大平	栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）	43-0388
	藤岡	道の駅みかも	62-0990
	藤岡	わたらせふれあい農園	62-0906（産業振興課）
	都賀	つがの里ふるさとセンター	92-0008
	都賀	ファミリーパークプラザ	92-0333
	西方	道の駅にしかた	92-0990
公園	栃木	栃木市総合運動公園	23-2523
	栃木	永野川緑地公園	21-2558（維持管理課）
	大平	大平運動公園	43-9225
	藤岡	藤岡渡良瀬運動公園	62-1301
	都賀	栃木市都賀聖地公園（つがの里）	92-0008
	都賀	ふるさとセンターパーク（つがの里）	92-0008
	都賀	ファミリーパーク（つがの里）	92-0333
	西方	西方総合公園	管理棟携帯電話 090-3244-5400
	西方	八百比丘尼公園	92-0314（産業建設課）
体育施設	栃木	栃木市剣道場	25-0930（スポーツ振興課）
	栃木	栃木市弓道場	25-0930（スポーツ振興課）
	栃木	栃木市屋内運動場	25-0930（スポーツ振興課）
	栃木	栃木市尻内河川敷運動場	25-0930（スポーツ振興課）
	栃木	栃木市柳原河川敷運動場	27-3002（国府公民館）
	栃木	栃木市大光寺河川敷運動場	27-3002（国府公民館）
	栃木	栃木市皆川東宮運動場	25-0930（スポーツ振興課）

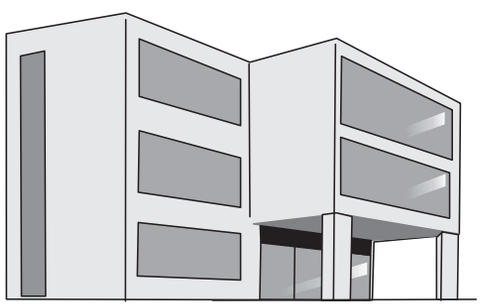


施設区分	地域	施設名称	電話番号
（体育施設）	栃木	栃木市城内ニュースポーツ広場	25-0930 （スポーツ振興課）
	栃木	栃木市大皆川ニュースポーツ広場	25-0930 （スポーツ振興課）
	栃木	大塚運動広場	27-3002 （国府公民館）
	栃木	大宮運動広場	27-0073 （大宮公民館）
	大平	栃木市大平体育館	43-9225 （大平教育支所）
	大平	栃木市大平南体育館	43-9225 （大平教育支所）
	大平	栃木市大平武道館	43-9225 （大平教育支所）
	藤岡	栃木市藤岡スポーツふれあいセンター （藤岡渡良瀬運動公園）	62-1301
	藤岡	栃木市藤岡総合体育館	62-4431
	藤岡	栃木市藤岡弓道場	62-4431
	藤岡	栃木市三鴨スポーツ広場	62-4431 （藤岡総合体育館）
	都賀	栃木市都賀市民運動場	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市つがスポーツ公園運動場	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市都賀体育センター	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市木コミュニティセンター	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市都賀南部コミュニティセンター	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市大柿コミュニティセンター	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市赤津スポーツひろば	27-5050 （都賀教育支所）
	都賀	栃木市赤津ターゲットバードゴルフコース	27-5050 （都賀教育支所）
	西方	栃木市西方総合文化体育館	92-0866
	西方	栃木市西方桜グラウンド	92-0316 （西方教育支所）
	西方	栃木市西方北グラウンド	92-0316 （西方教育支所）



施設区分	地域	施設名称	電話番号
（体育施設）	西方	栃木市西方南グラウンド	92-0316 （西方教育支所）
	西方	栃木市真名子運動広場	92-0316 （西方教育支所）
コミュニティ施設	栃木	栃木市栃木第三地区コミュニティセンター	21-2733 （生涯学習課）
	栃木	栃木市栃木第四地区コミュニティセンター	21-2733 （生涯学習課）
	栃木	栃木市栃木第五地区コミュニティセンター	21-2733 （生涯学習課）
	栃木	栃木市栃木第六地区コミュニティセンター	21-2733 （生涯学習課）
	藤岡	栃木市藤岡城山コミュニティセンター	20-5711 （下水道課）
	西方	栃木市西方南部地区コミュニティセンター	92-0316 （西方教育支所）
公民館	栃木	栃木市栃木公民館	24-0352
	栃木	栃木市大宮公民館	27-0073
	栃木	栃木市皆川公民館	22-1812
	栃木	栃木市吹上公民館	31-1792
	栃木	栃木市寺尾公民館	31-0002
	栃木	栃木市国府公民館	27-3002
	大平	栃木市大平公民館	43-5231
	大平	栃木市大平西地区公民館	43-5231 （大平公民館）
	大平	栃木市大平南地区公民館	43-5231 （大平公民館）
	大平	栃木市大平東地区公民館	24-2756
	藤岡	栃木市藤岡公民館	62-4321
	藤岡	栃木市藤岡地区公民館	62-2531
	藤岡	栃木市三鴨地区公民館	62-5656
	藤岡	栃木市部屋地区公民館	67-2002
	藤岡	栃木市赤麻地区公民館	62-4574
	都賀	栃木市都賀公民館	27-5050
	西方	栃木市西方公民館	92-2879
図書館	栃木	栃木市栃木図書館	22-3542
	大平	栃木市大平図書館	43-5234
	藤岡	栃木市藤岡図書館	62-4889
	都賀	栃木市都賀図書館	28-0806
文化会館	栃木	栃木市栃木文化会館	23-5678
	大平	栃木市大平文化会館	43-5231
	藤岡	栃木市藤岡文化会館	62-4321

施設区分	地域	施設名称	電話番号
（文化会館）	都賀	栃木市都賀文化会館（ハートホール）	27-8855
資料館等	栃木	とちぎ蔵の街美術館	20-8228
	栃木	下野国庁跡資料館	27-8900
	栃木	栃木市郷土参考館	24-2145
	栃木	星野遺跡地層たんけん館	21-2742
	大平	栃木市おおひら歴史民俗資料館	43-8686
	大平	栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」	43-8686
	藤岡	栃木市藤岡歴史民俗資料館	62-4569
	都賀	栃木市都賀歴史民俗資料館	28-0806
勤労者施設	栃木	栃木市勤労者総合福祉センター	27-7140
	栃木	栃木市働く婦人の家	24-0351
	栃木	栃木市青少年育成センター	23-6566
	栃木	栃木市栃木勤労青少年ホーム	22-3113
	大平	栃木市大平勤労青少年ホーム	43-5191
	栃木	栃木市勤労者体育センター	22-4452
	栃木	栃木市技能センター	23-2129
その他	栃木	栃木市厚生センター	24-2444
	栃木	とちぎ市民活動推進センター	20-7131
	栃木	栃木市消費生活センター	23-8899
	大平	栃木市大平隣保館	43-6611
	西方	栃木市真名子夢ホール	92-7004



市立小中学校

西方地域の名称は合併後の名称となっています。

地域	学　校　名	電話番号
栃木	栃木市立栃木中央小学校	22-4300
	栃木市立栃木第三小学校	22-5566
	栃木市立栃木第四小学校	22-0512
	栃木市立栃木第五小学校	22-1152
	栃木市立南小学校	23-2844
	栃木市立大宮南小学校	22-1483
	栃木市立大宮北小学校	27-1482
	栃木市立皆川城東小学校	22-1956
	栃木市立吹上小学校	22-1957
	栃木市立千塚小学校	31-2381
	栃木市立寺尾中央小学校	31-0022
	栃木市立寺尾南小学校	31-0036
	栃木市立国府南小学校	27-3010
	栃木市立国府北小学校	27-3004
	栃木市立栃木東中学校	22-5678
	栃木市立栃木西中学校	22-5711
	栃木市立栃木南中学校	22-0675
	栃木市立東陽中学校	27-1481
	栃木市立皆川中学校	22-1825
	栃木市立吹上中学校	31-1958
	栃木市立寺尾中学校	31-0019

地域	学　校　名	電話番号
大平	栃木市立大平東小学校	43-4567
	栃木市立大平南小学校	43-2413
	栃木市立大平西小学校	43-2007
	栃木市立大平中央小学校	43-5177
	栃木市立大平中学校	43-2223
	栃木市立大平南中学校	43-8588
藤岡	栃木市立部屋小学校	67-2224
	栃木市立藤岡小学校	62-2591
	栃木市立赤麻小学校	62-2593
	栃木市立三鴨小学校	62-2595
	栃木市立藤岡第一中学校	62-2598
	栃木市立藤岡第二中学校	67-2024
都賀	栃木市立合戦場小学校	27-2237
	栃木市立家中小学校	27-2367
	栃木市立赤津小学校	92-7035
	栃木市立都賀中学校	27-6138
西方	栃木市立西方小学校	92-2009
	栃木市立真名子小学校	92-7604
	栃木市立西方中学校	92-2045



主な文化・生涯学習施設

栃木市の主な文化施設の利用についてご案内します。利用料金等の詳細は、各施設まで直接お問い合わせください。

●文化会館

名　称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ
栃木文化会館	大ホール（1,204席） 小ホール（401席） リハーサル室 練習室、展示室、 会議室	開館：午前9時から午後9時30分まで 休館：水曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	旭町12-16 ☎23-5678
大平文化会館	ホール（801席） リハーサル室	開館：午前9時から午後9時30分まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	大平町蔵井2001-3 ☎43-5231
藤岡文化会館	ホール（1,004席、 半開404席） 多目的ホール リハーサル室	開館：午前9時から午後9時30分まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	藤岡町藤岡810 ☎62-4321
都賀文化会館	ホール（805席、 半開344席） リハーサル室 会議室	開館：午前9時から午後9時30分まで 休館：水曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	都賀町原宿573 ☎27-8855

●図書館

名　称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ
栃木図書館	図書の貸出 視聴覚資料の貸出 読書室の利用	開館：午前9時から午後7時30分まで 休館：金曜日、年末年始	旭町12-2 ☎22-3542
大平図書館	図書の貸出 視聴覚資料の貸出 レファレンス室の利用	開館：午前9時30分から午後7時まで 休館：月曜日（祝日の場合は開館）、年末年始、 特別整理期間	大平町蔵井2026-6 ☎43-5234
藤岡図書館	図書の貸出 視聴覚資料の貸出 読書室の利用	開館：午前9時から午後6時まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日（土・日曜日・祝日の場合は開館） 年末年始 館内整理日（毎月末日）	藤岡町藤岡816-4 ☎62-4889

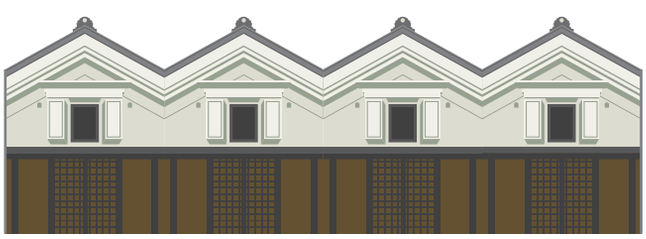
名　称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ
都賀図書館	図書の貸出 視聴覚資料の貸出 読書室の利用 	開館：午前９時から午後５時まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日 第３日曜日、年末年始 館内整理日（毎月末日）	都賀町原宿535 ☎28-0806

※西方公民館図書室については、西方公民館（☎92-0316）へお問い合わせください。

●資料館等

名　称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ
とちぎ 蔵の街美術館	展覧会の開催	開館：午前９時から午後５時まで （入館午後４時30分まで） 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日（土・日曜日・祝日の場合は開館） 年末年始	万町3-23 ☎20-8228
下野国庁跡 資料館	出土品の展示 国庁跡の模型展示	開館：午前９時30分から午後４時30分まで 休館：月・火曜日（月・火曜日に開館した場合はその翌日） 年末年始	田村町300 ☎27-8900
郷土参考館	遺跡出土品の展示 栃木町関連資料の展示 地場産業資料の展示	開館：午前10時から午後４時まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	倭町4-18 ☎24-2145
星野遺跡地層 たんけん館	地層断面の展示	開館：午前９時30分から午後４時30分まで 休館：月曜日（月曜日に開館した場合はその翌日） 年末年始	星野町504 ☎21-2742
おおひら 歴史民俗資料館 おおひら 郷土資料館 「白石家戸長屋敷」	文化財等の保存展示 白石家建造物の公開	開館：3月1日から9月30日まで 午前９時から午後５時まで 10月1日から翌年２月末日まで 午前９から午後４時30分まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日（日曜日・祝日の場合は開館） 年末年始	大平町西山田898-1 ☎43-8686

名　称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ
藤岡 歴史民俗資料館	遊水地関連資料の展示 遺跡出土品の展示	開館：午前９時から午後４時30分まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日（土・日曜日、祝日の場合は開館） 年末年始	藤岡町藤岡812 ☎62-4569
都賀 歴史民俗資料館	郷土資料の展示	開館：午前９時から午後５時まで 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日 第３日曜日、年末年始 館内整理日（毎月末日）	都賀町原宿535 ☎28-0806



市議会議員増員選挙

合併前の西方町議会議員は合併の前日をもって失職となります。

現在の栃木市議会議員は定数を31人とし、栃木（15人）、大平（7人）、藤岡（5人）、都賀（4人）の地域ごとに選挙区を設けて選挙を行いました。

合併後の西方地域においては、その区域を選挙区とし定数３人の増員選挙を行います。

なお、任期は、現在の栃木市議会議員と同じく平成26年４月24日までとなります。

また、次回の一般選挙からは選挙区を廃止し、栃木市を１つの区域として選挙を行います。

【選挙日程】（予定）

平成23年10月30日（日）午前７時から午後８時まで



【投票所】

変更ありません。

【投票できる方】

○年齢要件　平成３年10月31日までに生まれた方

○住所要件　平成23年７月22日までに合併前の栃木市及び西方町に住民登録し、引き続き３ヶ月以上住民登録している方で、10月22日現在、合併前の西方町に住民登録している方

※投票日当日以前に栃木市外へ住所を移した方は投票できません。

【立候補予定者説明会】

平成23年10月４日（火）午後２時　栃木市西方公民館（合併前の西方町中央公民館）

【投票所入場券】

投票所入場券は、１枚に４名分が記載されたハガキで、世帯の代表者に郵送されます。

投票所には、ご自分の入場券を切り取り、ご本人が持参してください。

もし入場券をなくしても投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

【期日前投票】

投票日当日、仕事や旅行などで投票できない方は、次のところで期日前投票ができます。

○日　時　平成23年10月24日（月）から10月29日（土）まで　午前８時30分から午後８時まで

○会　場　西方総合支所（合併前の西方町役場）

【選挙公報】

選挙公報は、10月26日ごろ西方地域の方に新聞折込みにより配布します。新聞を購読されていない方で選挙公報をご希望の方は、次の問い合わせ先までご連絡ください。郵送等にてお届けします。

また、西方総合支所や西方地域の市の施設にも備えてありますので、ご利用ください。

【開　票】

開票は、西方公民館（合併前の西方町中央公民館）で、投票日当日の午後９時から行われます。

【問い合わせ】

本：選挙管理委員会事務局　☎21-2631　西：地域まちづくり課　☎92-0301

役：総務課　☎92-0300

本：合併後の市役所本庁の担当課　西：合併後の西方総合支所の担当課　役：合併前の西方町役場の担当課

栃木市と西方町の合併に関する問い合わせ

●平成23年9月30日まで

栃木市・西方町合併協議会　☎29-1107
西方町の問い合わせ　西方町企画課　☎92-0301

●平成23年10月1日から

栃木市・西方町合併協議会は合併の前日（平成23年9月30日）をもって廃止される予定です。平成23年10月1日以降の合併に関する事務処理は栃木市に引き継ぎます。合併に関する問い合わせは次のとおりとなります。

栃木市総合政策部合併調整管理室　☎22-3535（代表）

●栃木市・西方町合併協議会公式ホームページ

栃木市・西方町合併協議会公式ホームページは、平成23年9月30日で更新を終了し、閉鎖します。なお、ホームページ閉鎖後は、栃木市で管理をし、栃木市公式ホームページ内で、合併協議の経過記録として、しばらくの間現在と同じアドレスで公開します。

ホームページアドレス　http://www.city.tochigi.lg.jp/gappei/tn/



古くて新しいとちぎ再発見


















西方地域
八百比丘尼公園


藤岡地域
渡良瀬遊水地


栃木地域
太平山からの眺望“陸の松島”


大平地域
ぶどう団地


西方地域
道の駅にしかた


栃木地域
とちぎ秋まつり


都賀地域
まるつが


大平地域
光と音のページェント


藤岡地域
Eボートレース渡良瀬大会


西方地域
にしかたいきいきふれあい祭り

平成23年10月1日から

栃木市役所西方総合支所の電話番号

※　西方町役場の電話番号は大きく変更になります

課名等	担当名等	電話番号	主な取り扱い業務
地域まちづくり課 	地域自治担当	92−0300	地域振興、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴　など
	総務担当	92−0301	文書管理、自治会、消防団方面隊、地域防災、自衛官募集、選挙事務　など
	理財担当	92−0303	庁舎の管理、建設工事等及び物品購入等の入札・契約　など
	市民税担当	92−0304	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収事務、後期高齢者医療保険料、滞納処分、納税相談　など
	資産税担当	92−0305	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価　など
生活環境課	住民担当	92−0306	住民異動届、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、外国人登録、住基カード、電子証明書、パスポート、人権啓発、人権擁護委員　など
	保険医療担当	92−0307	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例　など
	生活環境交通担当	92−0308	市民相談、行政相談、消費者行政、男女共同参画、女性団体の指導助言、青少年健全育成、交通安全、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防　など
健康福祉課（西方保健センター内）	福祉担当	92−0309	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉　など
	介護高齢担当	92−0310	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター　など
	健康増進担当	92−0311	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導　など
	こども担当	92−0312	児童福祉、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、保育園、学童保育、子育て支援　など
産業建設課	産業振興担当	92−0313	農林畜産業の振興、道の駅、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、治山、林道、耕作証明、農家証明、商・工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、企業誘致、雇用・労務対策　など
	都市建設担当	92−0314	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備及び管理、災害復旧、住宅建築に係る相談　など
教育委員会西方教育支所（西方公民館内）	教育総務担当	92−0315	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請、学校施設の維持管理、転校、就学援助　など
	生涯学習担当	92−0316	生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営　など
上下水道部 水道課	北部水道事務所担当	92−0317	都賀地域及び西方地域における水道料金徴収、使用水量の計量、水道施設の維持管理、給水装置　など

※　問い合わせ先や担当窓口がわからない場合には、地域まちづくり課（92−0300）におかけください。

西方地域内の主な公共施設（電話番号の変更はありません）

施設名	電話番号	施設名	電話番号
真名子出張所	92−7004	西方総合文化体育館	92−0866
消防署西方分署	92−2203	西方地域包括支援センター	92−0032
認定西方なかよしこども園	92−2900	西方小学校	92−2009
道の駅にしかた	92−0990	真名子小学校	92−7604
西方総合公園	090-3244-5400	西方中学校	92−2045

※　切り取りの上、見やすいところにはってご利用ください。

キリトリ



栃木市章　平成22年10月2日に制定されました

デザインコンセプト

緑色の４本のラインは「自然」、「歴史」、「地域」、「人」を表し、青色はこれらがひとつとなった大河の流れを、その先にあるオレンジ色の円は輝かしい未来と人々の情熱を表しています。いままでの歴史を受け継ぎ、明るい未来へと続くイメージを栃木市の「と」の文字をモチーフに表現しました。

栃木市西方地域くらしのガイドブック

～西方地域のみなさまへのお知らせ～

編集・発行
栃木市・西方町合併協議会
〒328-8686　栃木県栃木市入舟町７番 26 号
TEL　0282-29-1107
FAX　0282-28-0169

合併後の問い合わせは…
栃木市役所総合政策部合併調整管理室
TEL　0282-22-3535（代表）

発行日　平成 23 年９月

デザイン・印刷・製本
株式会社　ティーエムアート